

機密性 1

關稅暫定措置法

(令和 7 年度)

財務省税關研修所

目 次

第 1 条 趣旨	1
第 2 条 暫定税率	2
第 3 条 國際關係の緊急時に特定の國を原產地とする物品に課する關稅率	4
第 4 条 航空機部分品等の免税	5
第 7 条の 3 輸入數量が輸入基準數量を超えた場合の特別緊急關稅	7
第 7 条の 4 課稅價格が發動基準價格を下回った場合の特別緊急關稅	11
第 7 条の 6 豚肉等に係る特別緊急關稅	13
第 7 条の 7 経済連携協定に基づく關稅の緊急措置	17
第 7 条の 8 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る關稅の讓許の修正	20
第 7 条の 9 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課稅價格が發動基準價格を下回った場合の關稅の讓許の修正	20
第 7 条の 10 経済連携協定に基づく報復關稅	20
第 8 条 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減稅	21
第 8 条の 2 特惠關稅等	24
第 8 条の 3 特惠關稅等の適用の停止	38
第 8 条の 4 特惠受益國等原產品であることの確認	42
第 8 条の 5 暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊關稅制度の適用	43
第 8 条の 6 経済連携協定に基づく關稅割當制度	46
第 8 条の 7 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税	47
第 9 条 軽減税率等の適用手續	49
第 9 条の 2 経済連携協定に基づく製造用原料品に係る讓許の便益の適用	51
第 10 条 用途外使用等の制限	54
第 11 条 用途外使用等の承認があつた場合の關稅の徵收	55
第 12 条 關稅の免除等を受けた物品の転用	56
第 12 条の 2 更正の請求の特例	56
第 12 条の 3 賦課決定の請求	57
第 12 条の 4 経済連携協定に基づく締約國原產品であることの確認	57
第 12 条の 5 環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査	58
第 13 条 國際物流拠点産業集積地域に係る課稅物件の確定に関する特例	59
第 14 条 沖縄県から出域をする旅客の携帶品に係る關稅の免除	60
(参考)	
暫定法における減免稅制度	62
關稅の減免戻し稅制度一覽表	63

凡 例

本書において引用する法令名は適宜以下の略称を用いている。

法 令 名	略 称
関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）	暫定法
関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）	暫定令
関税暫定措置法施行規則（昭和 44 年大蔵省令第 39 号）	暫定規則
関税暫定措置法基本通達（蔵関第 1150 号）	暫定基

本書は、税関研修所において、実施する研修の講義で使用することを目的に研修教材として作成したものであり、令和 7 年 4 月 1 日現在の法令等に基づき編纂しています
内容については、各法令の簡潔な説明にとどめており、税関業務のすべてを網羅する
ものではありません
当該法令においては、様々な特例が適用される場合がありますので、申告や諸手続に
あたりお知りになりたい点は、最寄りの税関にお問い合わせください

第1条 趣旨

我が国の経済情勢、貿易の実情等の関係から、一部の物品について暫定的に関税の減免等が行われているが、関税の暫定的な減免税制度は、昭和35年までは「関税定率法の一部を改正する法律」の附則又は別表に規定し、これを「関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」で毎年度末に更新するという形態をとつて行われてきた。しかし、かなりの長期間継続して行われ、また将来も政策的要請によって継続するとみられる減免税の特別措置を一部改正法律の附則というような形で存続することは、法律の形態として適当でなく、国民の理解も得がたいことから、内国税における租税特別措置法（昭和32年法律第26号）にならって、昭和35年の減免税の更新にあたって、新たに独立法として関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）（以下、「暫定法」）が制定され、毎年の期限延長を含む所要の改正を経て今日に至っている。

1. 特別法としての性格

暫定法第1条は、「この法律は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に關し、関税定率法及び関税法の暫定的特例を定めるものとする。」と、法律の趣旨を明示している。したがって、暫定法は、定率法及び関税法の特別法的性格を持っており、暫定法に規定されている暫定税率、関税の減免並びに特惠関税等は、一般法である定率法及び関税法の規定に対して優先的に適用される。

2. 暫定制度法としての性格

暫定法の各制度は、定率法の諸制度と異なり、一定期間内において適用される暫定的な制度を規定している。すなわち、暫定税率及び制度の適用期間については、個々の税率又は制度に有効期限が設けられているところに特色があり、法律自体に有効期限のある通常の時限法とは異なる。

3. 実体法としての性格

暫定法においては主に、暫定税率、関税の減免税、特別緊急関税制度、並びに特惠関税制度の各制度を規定しており、これらは、関税行政上の実体規定であり、関税政策上も重要な地位を占めるものである。したがって、暫定法は、貿易政策をはじめとした経済政策の一環として、内外の経済情勢の変化に即応し、特定の物品に対する関税負担を短期的に、弾力的に、かつ、特例的に調整するための法律であるといえる。また、毎年、経済情勢に合わせて改正が行われ、適用期限の延長、打切り及び品目の新設若しくは制度の改廃が行われている。

第2条 暫定税率

国定税率の基本は、定率法に規定される基本税率であるが、基本税率によりがたい場合に一定期間設定されている税率が暫定税率である。以下、他の種類の税率と合わせて解説する。

1. 関税率の種類

(1) 基本税率

定率法の別表に定められている税率で、事情の変更のない限り、長期間適用される基本的な税率である。

根拠：定率法第3条（課税標準及び税率）「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課すものとし、その税率は、別表による。」

(2) 暫定税率

一時に基本税率によりがたい事情がある特定の品目に対して、一定期間基本税率に代わって、暫定的に適用される税率である。

根拠：暫定法第2条

第1項 別表第1に掲げる物品（一般に言う「暫定税率」）

令和8年3月31日まで

第2項 別表第1の3に掲げる物品（段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定税率）

令和8年3月31日まで

(3) 一般特恵（GSP）税率

開発途上国等を原産地とする物品に対して適用される税率で、先進国から輸入される物品に対する税率より低く設定されている。

根拠：暫定法第8条の2（特恵関税等）

(4) WTO協定税率

WTO協定に基づき、WTO協定加盟国の特定の品目について、一定以下の関税しか課さないことを約束（譲許）している関税率をWTO協定税率という。（WTO未加盟国であっても二国間条約で最惠国待遇を約束した国に対しては協定税率が適用される。）

根拠：ガット第1条 「最惠国待遇」（Most Favored Nation (MFN) treatment）

最惠国待遇規定により、ガット加盟国は、次のことを義務付けられている。

「輸出入の際の関税等について、いずれかの產品に与える最も有利な待遇を、他のガット加盟国の同種の產品に対して即時かつ無条件に与える。」

（参考）便益関税：関税上の条約はないが、我が国に対し、実質的に最惠国待遇と同様の取扱をしている国に対して、条約関係にある国と同様の関税上の便益（協定税率と同一）を与える関税。

根拠：関税定率法第5条（便益関税）

(5) E P A 特惠税率

経済連携協定（E P A : Economic Partnership Agreement）及び自由貿易協定（F T A : Free Trade Agreement）とは2以上の国（又は地域）で物品の貿易等を自由化するために締結された協定であり、当該協定及び日米貿易協定で規定する原産地規則を充足する物品に対してはE P A特惠税率を適用することができる。E P A特惠税率は、一般に他の税率より低く設定されており、原則としてそれらに優先して適用される。

2. 適用税率の優先関係

適用税率の優先関係は以下のとおり。（関税定率法基本通達3-1）

①基本税率	②暫定税率	③協定税率	備 考
<u>3 0 %</u>	なし	なし	←暫定税率、協定税率がない場合
3 0 % 2 0 %	<u>2 0 %</u> <u>3 0 %</u>	なし なし] ←協定税率がない場合
3 0 %	なし	<u>1 0 %</u>] ←協定税率があり、基本税率より低い場合
<u>3 0 %</u> 3 0 %	なし <u>2 0 %</u>	3 0 % 2 0 %] ←協定税率があり、基本税率又は暫定税率と同一の場合

※ 下線を引いた税率が適用される。

(注) 特惠税率(一般特惠（G S P）税率及びE P A特惠税率)とW T O協定税率の関係では、一般に特惠税率は他の税率よりも低く設定されており、要件を満たす場合には特惠税率が適用される。(W T O協定税率の方が低い場合はW T O協定税率を適用する。) E P A特惠税率と一般特惠（G S P）税率との関係では、一般にE P A特惠税率が設定されている場合は一般特惠（G S P）税率を適用できない。

第3条 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税率

関税法第3条においては、輸入品に係る関税は、関税に関する法律によって定められることを原則としつつ、条約に特別の規定がある場合は、その規定によることとされている。この規定に基づき、WTO協定等の条約に規定がない場合は関税定率法に基づく基本税率又は関税暫定措置法に基づく暫定税率が適用されている一方、WTO加盟国に対してはWTO協定上の最惠国待遇原則に基づく税率（WTO協定税率）が適用されている。

本条は、国際関係の緊急時に、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めたものであり、ロシアによるウクライナ侵略に係る措置として、ロシアに対する貿易優遇措置である最惠国待遇を撤回するため、関税暫定措置法に新第3条として令和4年4月に新設されたものである。

1. 制度の概要

国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国を原産地とする物品で、特定の期間内に輸入されるものに課す関税率は、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とする。

2. 対象国等

本条に係る適用対象国等は政令（国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令）で定められており、現在は以下のとおりとなっている。

（1）対象国

ロシア

（2）対象物品

関税定率法別表に掲げる物品

（3）対象期間

令和四年四月二日から令和八年三月三日まで

第4条 航空機部分品等の免税

航空機に使用する部分品、宇宙開発の用に供する物品及びこれらの製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて、その関税を免除するもの。

適用期限は、令和8年3月31日まで。

1. 制度の概要

(1) 航空機の部分品等

航空機製造業の国際競争力強化及び公共性の高い航空運送業の発展に資するため、航空機の部分品並びに航空機及びその部分品の製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて、その関税を免除するものである（昭和26年度創設）。

なお、本条において「航空機」とは、関税定率法別表第88.02項のうち宇宙飛行体及び打上げ用ロケットを除くもの及び同法別表第88.06項のうち航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機に該当するものである（暫定基4-1）。

(2) 宇宙開発用物品

広範な技術波及効果を有する宇宙開発の発展及び宇宙産業の国際競争力強化に資するため、人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット等の部分品及びその製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるものについて、その関税を免除するものである（昭和48年度創設）。

2. 免税範囲

本条の対象となる物品は、

- (1) 航空機に使用する部分品
- (2) 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材
- (3) 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品
- (4) 税関長の承認を受けた工場において上記(3)に掲げる物品の製作に使用する素材

のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので暫定令第7条で定めるものである。

なお、航空機本体、人工衛星及びロケット本体については、平成2年度より無税化されている。

暫定令第7条「免税の対象となる物品の指定」

第1号：双発式飛行機（公称推力が49キロニュートン以上のターボジェットエンジンを2基有するものに限る。）、三発式ターボジェット飛行機又は四発式飛行機に使用する部分品

第2号：第1号に掲げるもののほか、航空機に使用する部分品で次の物品を構成するもの

イ 機体

ロ プロペラ、回転翼並びにこれらに附属する可変ピッチ装置、シンクロナイザー及びシンクロフェイサー

ハ 内燃機関並びにこれに附属する伝導装置及び起動装置

ニ 操縦装置、脚操作装置及び自動安定装置

ホ 給油装置、水・メタノール噴射装置、ハイドロリック装置及びニューマチック装置

へ 与圧装置、冷房装置、暖房装置、酸素供給装置、防水装置及び防火装置

第3号：航空機及びその部分品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので、本邦で製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認したもの（暫定規則第1条の4）

第4号：人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット又はこれらを開発するためのロケットの部分品

第5号：宇宙開発用物品の製作に使用する金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）のうち本邦において製作することが困難なもので、本邦で製作することが困難なものであることを税関長がその定める期間につき確認したもの（暫定規則第1条の4）

3. 本邦で製作が困難な素材についての確認申請手続等

暫定規則第1条の4に規定する税関長の確認を受けようとする者は、当該物品の輸入申告に先だって、「国産困難等の確認申請書」を輸入申告をする税関長に提出しなければならない（暫定規則第2条）。

この税関長の確認は、期間（原則として確認の日から1年以内）を定めて行われ、その定められた期間内において、確認を受けた内容の範囲内の物品で、かつ、確認を受けた者が輸入するものに限り有効である。

4. 免税手続

免税を受けようとする者は、当該物品の輸入申告に際し、「機械類等免税明細書」を提出しなければならない。また、輸入申告は、当該物品を使用する者の名をもってしなければならない（暫定令第8条）。

なお、金属素材又は合成樹脂素材（合成樹脂を含有した素材を含む。）を免税輸入する場合は、その使用する工場について税関長の承認を受けなければならないが、「機械類等免税明細書」に承認を受けようとする工場の名称及び所在地を記入することにより、承認の申請を行う（暫定基4-1(3)）。

また、これらの素材の免税輸入の場合は、輸入申告時に、上記3.で交付を受けた「国産困難等の確認書」を税関に提示しなければならない（暫定規則第3条）。

5. 免税輸入後の手続

(1) 免税物品の使用者は、その事業場ごとに帳簿を備え、これに所定の事項を記載しなければならない（暫定令第9条）。

(2) 税関長は、必要があると認めるときは、免税物品の使用者に対し、当該物品の使用の状況に関する報告書の提出を求めることができる（暫定令第10条）。

6. 用途外使用等の制限

暫定法第10条（用途外使用等の制限）、第11条（用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収）及び第12条（関税の免除等を受けた物品の転用）を参照。

第7条の3 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税

農業協定における特別セーフガードに基づき、関税化を行った輸入制限品目について、輸入数量が「輸入基準数量」を年度中に超える場合には、以後、超えた月の翌々月の初日から年度末までの間、自動的に特別緊急関税を加算するもの。

1. 特別緊急関税の導入の経緯及びその概要

(1) 導入の経緯

1993年（平成5年）12月に決着したウルグアイ・ラウンド農業合意により、我が国は、農産品のうち、米及び米調製品を除く輸入制限品目（小麦、大麦、乳製品、でん粉、豆類、落花生、こんにゃく芋、繭・生糸）について、平成7年度から通常関税以外の国境措置を関税化し、同時に、輸入数量の急増、低価格品の輸入に対応するため、特別セーフガード（以下「SSG」という。）を導入することとなった。具体的には、農業に関する協定（農業協定）のSSGを法制化した特別緊急関税（暫定法第7条の3及び第7条の4）が導入された。なお、魚介類、海草等の水産物は農業合意に含まれておらず、関税化の対象とならなかったので、このような措置はとられていない。また、平成11年度から米穀等の関税措置への切替えに伴い米及び米調製品が特別緊急関税の対象に追加された。

(2) 概要

農業協定におけるSSGは、同協定に基づく関税化品目について特別に認められた緊急措置であり、実施期間中に、

- ① 輸入数量が一定の発動水準を超えた場合（数量ベースSSG）
- ② 輸入価格が一定の水準を下回った場合（価格ベースSSG）

に一定の追加関税の賦課を行うことができるという措置である。

当該追加関税の賦課は、関税割当等により輸入されるものを対象としないこと、SSGが発動される場合には一般セーフガードを発動しないこと等が農業協定に規定されている。

暫定法上の特別緊急関税は、農業協定の規定に従い、SSGを法制化したものであるが、特別緊急関税においては、関税定率法第9条に規定する緊急関税と異なり、年度の累計輸入数量があらかじめ定められた「輸入基準数量」を超えた場合、又は、課税価格（輸入価格）があらかじめ定められた「発動基準価格」を一定水準下回った場合には自動的に発動される。

2. 輸入数量に基づく特別緊急関税（暫定法第7条の3）

農業協定における数量ベースのSSGを、暫定法では「輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税」（以下「輸入数量に基づく特別緊急関税」という。）として第7条の3に規定している。

(1) 対象品目（第1項）

暫定法別表第1の6に掲げられた対象品目の概要

- ・ 第04.01項～第04.05項のミルク及びクリーム、ヨーグルト、ホエイ、バター等
- ・ 第07.13項の乾燥したえんどう、小豆、いんげん豆、その他のささげ属等の豆、そら豆等豆類
- ・ 第10.01項、第10.08項の小麦、メスリン等
- ・ 第10.06項の米、第11.02項の米粉、第11.03項のひき割り穀物等、第11.04項の加工穀物、第19.01項の穀粉等の調製食料品、第19.04項の穀物等の調製食料品、第21.06項の調製食料品等
- ・ 第11.01項、第11.02項、第11.03項、第11.04項、第11.08項、第19.01項、第19.04項及び第21.06項の小麦粉の加工穀物、穀粉又は穀物調製品
- ・ 第10.03項の大麦及び裸麦
- ・ 第11.02項、第11.03項、第11.04項、第19.01項、第19.04項及び第21.06項の大麦等の粉、加工穀物、穀粉又は穀物調製品
- ・ 第11.08項のでん粉及びイヌリン
- ・ 第12.02項の落花生
- ・ 第12.12項のこんにゃく芋
- ・ 第18.06項、第19.01項、第21.01項又は第21.06項の乳製品を含有する調製食料品
- ・ 第19.01項のでん粉の調製食料品
- ・ 第50.01項の繭及び第50.02項の生糸

(2) 発動要件及び輸入基準数量（第4項）

① 発動要件及び発動期間等

輸入数量があらかじめ財務大臣が告示又は公表（以下「告示等」という。）をする「輸入基準数量」を超えた場合に、超えた月の翌々月の初日（発動日）から、当該年度末まで適用する。（例えば、令和元年6月に超えた場合は、令和元年8月1日から令和2年3月31日まで適用する。）

輸入基準数量の算出方法は次のとおり。

$$\text{輸入基準数量}^{(注1)(注2)} = (\text{平均輸入数量}^{(注3)} \times \text{トリガー水準}^{(注4)}) \pm \text{国内消費の変動量}^{(注5)}$$

（注1） 輸入基準数量は平均輸入数量の105%を下回らない。

（注2） 国内消費量が不明の場合の輸入基準数量は、平均輸入数量の125%とする（第5項）。

（注3） 平均輸入数量：過去3年間の輸入数量の単純平均

（注4） トリガー水準：過去3年間の国内消費に対する輸入割合に応じて設定される水準であり、次表のとおり。

国内消費に対する 輸入割合（過去3年間）	トリガー水準
10%以下	125%
10%を超える、30%以下	110%
30%超	105%

（注5） 国内消費の変動量：直近年における国内消費の変動量（増加は加算、減少は控除）

② 輸入数量等の管理方法

輸入数量の把握方法は、現行の貿易統計の集計方法と同様の月別管理方法が採用されている。また、各物品の毎月末までの輸入数量及び発動日は財務大臣により告示等される。

・算出に使用する統計（第7項）

輸入数量：貿易統計又は当該統計の作成方法を基準とする。

⇒ 暫定令第14条（輸入数量の算出方法）

→ 暫定規則第7条（輸入数量の換算）

国内消費量：政令で定める統計又は当該統計の作成方法とする。

⇒ 暫定令第15条（国内消費量の統計）

「指定統計、貿易統計及び財務省令で定める統計」

→ 暫定規則第7条の2（国内消費量の統計）

⇒ 暫定令第16条（国内消費量の算出方法）

・輸入数量及び発動日の告示等（第8項）

財務大臣は、次の事項について告示等をする。

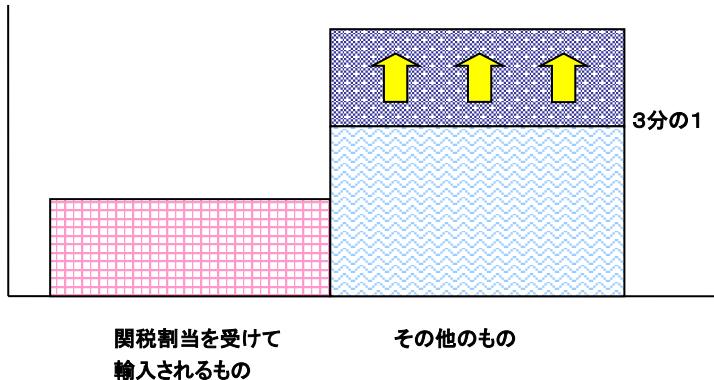
イ. 対象物品の年度の初日から年度末まで各項ごとに毎月集計した輸入数量→翌月末日まで

ロ. 対象物品が輸入基準数量を超えた場合の発動日→超えることとなった月の翌月末日まで

（3） 税率（第1項）

別表第1の6に定める税率（通常適用されている関税率に国境措置として課されている課徴金等を合計したもの 1/3）を通常の関税率に加算する。

〔7の3-1図〕



（4） 適用除外及び適用停止規定

① 適用除外品目（第2項）

次に該当する場合には特別緊急関税を適用しない。

イ. 暫定法第8条の5第2項に該当する関税割当品目で当該割当の範囲内で輸入されるもの（第1号）

ロ. 第04.02項～第04.05項のミルク及びクリーム、ヨーグルト、ホエイ、バター等で独立行政法人農畜産業振興機構が輸入するもの及び農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（第2号）

- ハ. 小麦、大麦その他の麦類並びに麦類の粉、加工品及び調製品で、政府が輸入するもの及び農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの等（第3号）
- ニ. 米、米粉、米の加工品及び米の調製品で、政府が輸入するもの及び農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの等（第4号）
- ホ. 定率法第9条第1項第2号の緊急関税その他の1994年のガット及びセーフガードに関する協定による措置がとられている物品（第5号）
- ヘ. 発動日前に本邦に向けて送り出された物品（第6号）
 - ⇒ 暫定令第13条（発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法）

② 適用停止規定（第3項）

特別緊急関税は、本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、その適用を停止することができる。

3. その他

経済連携協定等の中には、農業協定に基づく特別セーフガードを協定原産品に適用しない旨の規定を設けているものがある。

特別セーフガードについての規定を設けている協定：

- ・ 日・オーストラリア経済連携協定（第2・18条 特定の農産品に関する特別セーフガード措置）
- ・ C P T P P（第2・26条 農業セーフガード）
- ・ 日EU経済連携協定（第2・5条 農業セーフガード）
- ・ 日英包括的経済連携協定（第2・5条 農業セーフガード）

（参考） C P T P P（第2・26条 農業セーフガード）

原産品である締約国からの農産品は、農業協定の下でとられる特別セーフガードに基づき締約国により課される税の対象としてはならない。

第7条の4 課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税

農業協定における特別セーフガードに基づき、関税化を行った輸入制限品目について、課税価格が「発動基準価格」を一定水準下回った場合に、その輸入貨物に対して、特別緊急関税を加算するもの。

農業協定における価格ベースのSSGを、暫定法では「課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税」（以下「課税価格に基づく特別緊急関税」という。）として第7条の4に規定している。

輸入数量に基づく特別緊急関税（第7条の3）は、財務大臣が告示等をする発動日以後に適用されるのに対して、課税価格に基づく特別緊急関税は、輸入申告の課税価格により、常時適用が想定されるので注意する必要がある。

1. 対象品目

暫定法別表第1の7に掲げる物品で、その内容は前記暫定法第7条の3（輸入数量を基準とする特別緊急関税）の対象品目と同じであるが、区分の方法が異なっている。

2. 発動要件

発動要件は、課税価格が、発動基準価格（昭和61年（1986年）～昭和63年（1988年）における対象物品の課税価格の加重平均価格等として財務大臣が告示等をする価格）を一定水準下回った場合である。

3. 税率（第1項）

課税価格（IP）と発動基準価格（TP）の格差のTPに対する割合（価格下落率）に応じ、次の追加関税を加算する。

発動基準価格に対する下落率	追加関税（TPに対する割合）
10%以下	なし
10%超～40%以下	$(TP \times 0.9 - IP) \times 0.3$ (~9%)
40%超～60%以下	$(TP \times 0.6 - IP) \times 0.5$ + $TP \times 0.09$ (~19%)
60%超～75%以下	$(TP \times 0.4 - IP) \times 0.7$ + $TP \times 0.19$ (~29.5%)
75%超	$(TP \times 0.25 - IP) \times 0.9$ + $TP \times 0.295$ (~52%)

上記の表は、次の(1)から(4)までの発動基準価格と輸入価格の差に応じて算出した関税の額を加算する考え方によるもの。([7の4-1図]では、発動基準価格（TP）=¥100/kgとして図示した。)

(1) 発動基準価格×10% < 差 ≤ 発動基準価格×40%

加算する税額 = (発動基準価格×0.9-課税価格) × 0.3

☆差が10%を超える部分の30%に相当する額

(2) 発動基準価格 $\times 40\% < \text{差} \leq \text{発動基準価格} \times 60\%$

$$\begin{aligned} \text{加算する税額} &= (\text{発動基準価格} \times 0.6 - \text{課税価格}) \times 0.5 \\ &\quad + \text{発動基準価格} \times 0.09 \end{aligned}$$

☆差が 40%を超える部分の 50%に相当する額 + (1)

(3) 発動基準価格 $\times 60\% < \text{差} \leq \text{発動基準価格} \times 75\%$

$$\begin{aligned} \text{加算する税額} &= (\text{発動基準価格} \times 0.4 - \text{課税価格}) \times 0.7 \\ &\quad + \text{発動基準価格} \times 0.19 \end{aligned}$$

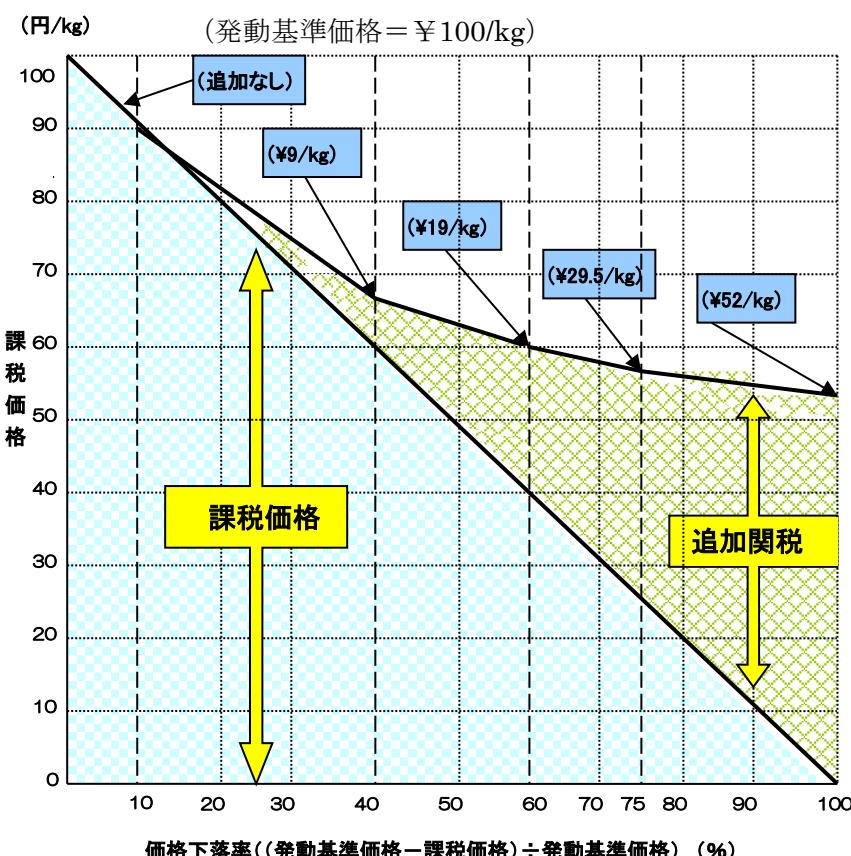
☆差が 60%を超える部分の 70%に相当する額 + (1) + (2)

(4) 差 $> \text{発動基準価格} \times 75\%$

$$\begin{aligned} \text{加算する税額} &= (\text{発動基準価格} \times 0.25 - \text{課税価格}) \times 0.9 \\ &\quad + \text{発動基準価格} \times 0.295 \end{aligned}$$

☆差が 75%を超える部分の 90%に相当する額 + (1) + (2) + (3)

[7の4-1図] 価格ベースSSGの追加関税



4. 適用除外及び適用停止規定

(1) 適用除外品目 (第2項)

暫定法第7条の3第2項第1号から第5号までに該当する物品(輸入数量に基づく特別緊急関税の適用除外品目)は、本条の課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税も適用されない[前記第7条の3 2. (4)①参照]。

(2) 輸入数量を基準とする特別緊急関税との同時適用の排除（第2項）

農業協定上、数量ベース S S G と価格ベース S S G は、同時に発動されないことが規定されており、その優先関係については、各国の裁量に委ねられている。我が国は輸入数量に基づく特別緊急関税を優先し、この特別緊急関税が発動される場合には、課税価格に基づく特別緊急関税は適用しないことを暫定法に規定している。

(3) 適用停止規定（第3項）

輸入数量に基づく特別緊急関税と同様、特別緊急関税の発動対象物品で、その物品の輸入動向その他の事情からみて、その輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与えるおそれがないと認められる場合、政令で定めるところにより、物品及び期間を指定し、指定された期間内に輸入される指定された物品について特別緊急関税の適用を停止できる。

5. その他

経済連携協定等の中には、農業協定に基づく特別セーフガードを協定原産品に適用しない旨の規定を設けているものがある。

〔前記第7条の3 3. 参照〕。

第7条の6 豚肉等に係る特別緊急関税

ウルグアイ・ラウンド交渉では、豚肉の差額関税制度は、ガット違反である非関税国境措置とされた EU の最低価格輸入制度と同様とみなされたことから、関税化することとされ、差額関税部分の一部に従量税を導入し、この従量税も従価税部分と同様に、実施期間において 15% の引下げを譲許するとともに、S S G が導入されることとなった。これを受け、暫定法において、輸入数量に基づく特別緊急関税として第7条の6に規定された。

なお、差額関税制度が維持されたことから、価格ベース S S G は採用せず、数量ベース S S G のみを導入している。

1. 対象品目

- ・ 生きている豚 (0103. 92)
- ・ 豚の肉 (枝肉及び半丸枝肉) (0203. 11-2、0203. 21-2)
- ・ 豚の肉 (その他) (0203. 12-2、0203. 19-2、0203. 22-2、0203. 29-2)
- ・ 豚のくず肉 (0206. 30-2(2)、0206. 49-2(2))
- ・ 豚のくず肉等 (塩蔵等) (0210. 11、0210. 12、0210. 19、0210. 99-1)
- ・ ハム及びベーコン等 (1602. 41-1、1602. 42-1、1602. 49-2(1))

2. 発動要件、発動期間等

豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示等をする輸入基準数量を超えた場合に、超えた月の翌々月の初日（発動日）から、当該年度の末日まで適用される。

輸入基準数量の算出方法は、暫定法7条の3第4項の方法を準用する（第4項）。

3. 税率

（1）通常の豚肉の関税率（暫定法別表第1の3）

豚肉に係る関税の緊急措置の税率を理解するには、その通常の関税率を理解する必要がある。

以下、第02.03項の豚の枝肉を例にして、その概要を示す。

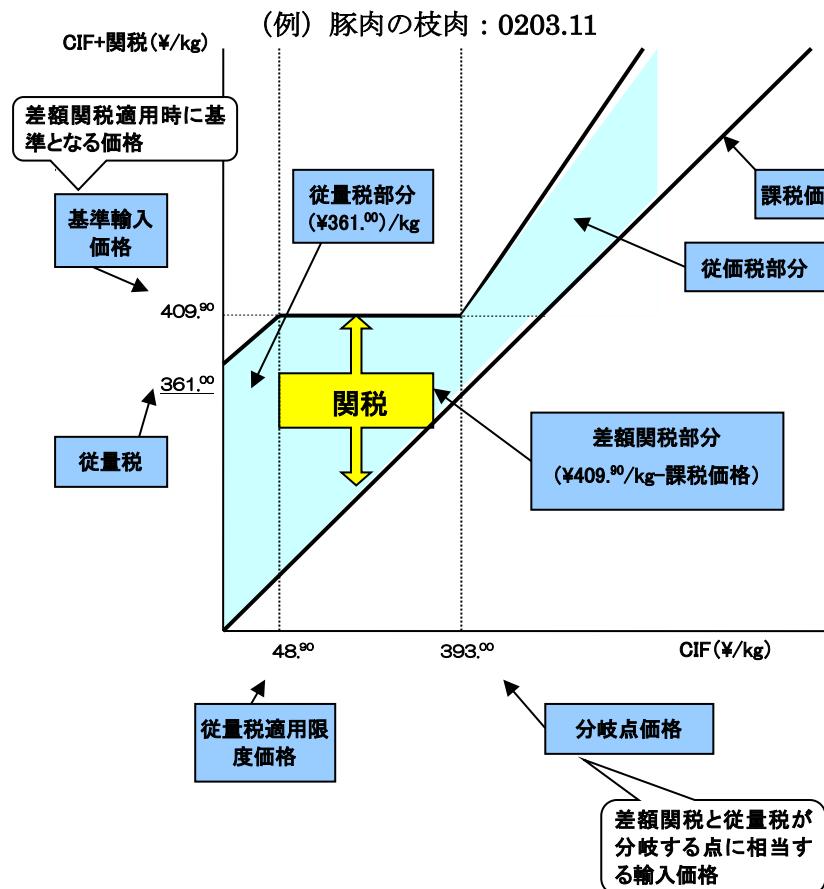
- ① 従量税適用限度額（48.90円/kg）以下のもの
 - …従量税（361円/kg）
- ② 従量税適用限度額を超える分岐点価格（393円/kg）以下のもの
 - …差額関税（基準輸入価格（409.90円/kg）－課税価格）
- ③ 分岐点価格を超えるもの
 - …従価税（4.3%）

（注）イ. 基準輸入価格：暫定法別表第1の3の2各項1号

ロ. 従量税適用限度額＝基準輸入価格－従量税額

ハ. 分岐点価格＝基準輸入価格 ÷（従価税率 + 1）

[7の6-1図] 通常の豚肉の関税率

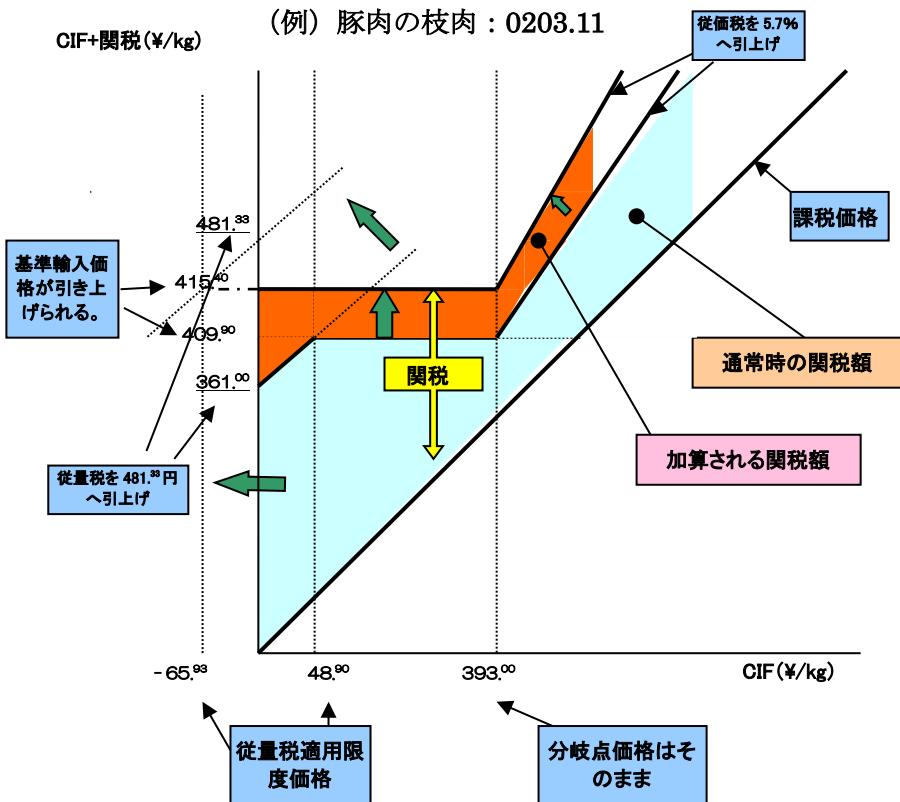


(2) 特別緊急関税発動後の関税率

従量税及び従価税を4/3倍に引き上げる(従量税:361円/kg→481.33円/kg、従価税:4.3%→5.7%)とともに、分岐点価格が変わらないよう基準輸入価格を引き上げる(基準輸入価格:393円/kg×1.057=415.40円/kg 409.90/kg→415.40/kg)。

なお、税率は暫定法別表第1の8、基準輸入価格は暫定法別表第1の3の2各項2号を適用する。

[7の6-2図] 豚肉等に係る特別緊急関税発動後の関税率



4. 適用除外 (第2項)

特別緊急関税は、他のセーフガードが適用されるものとの二重適用を避け、発動日前に船積みされた分はその対象から外すため、次に該当する場合には適用しない。

- (1) 対象物品が、発動日前に本邦に向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合
⇒暫定令第13条(発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法)
- (2) 定率法第9条第1項第2号の緊急関税その他の一般協定等に基づくセーフガードによる措置がとられている場合

5. 算出に使用する統計 (第4項)

第7条の3第7項の規定を準用する。

「輸入数量：貿易統計又は当該統計の作成方法を基準とする。」

「国内消費量：政令で定める統計又は当該統計の作成方法を基準とする。」

6. 輸入数量及び発動日の告示又は公表(第8項)

財務大臣は、次の(1)及び(2)について告示又は公表をする。

(1) 対象物品の年度の初日から年度末まで各項ごとに毎月集計した輸入数量

⇒翌月末日まで

(2) 対象物品が輸入基準数量を超えた場合の発動日

⇒超えることとなった月の翌月末日まで

発動期間は、超えることとなった月の属する年度の末日まで(輸入基準数量を超えることとなった月の翌々月が翌年度の場合には、発動しない)

7. その他

日・メキシコ経済連携協定、日・チリ経済連携協定、日・ペルー経済連携協定、日・オーストラリア経済連携協定、CPTPP又は日EU経済連携協定の適用を受けて輸入される豚肉等については、各EPAの規定により緊急措置、特別緊急関税を適用しない。

(参考) CPTPP

・附属書2-D 付録B-1 第C節

5 日本国は、SG2品については、同国の関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

※SG2品は豚肉。SG3品(豚肉調製品)についても第D節5において同様に規定。

・第2・26条 農業セーフガード

原産品である締約国からの農産品は、農業協定の下でとられる特別セーフガードに基づき締約国により課される税の対象としてはならない。

第7条の7 経済連携協定に基づく関税の緊急措置

経済連携協定の締結に伴い、関税の譲許を行った品目の輸入が、経済連携協定に基づく特恵税率の適用により増加し、本邦の産業に損害を与えるおそれがあり、国民経済上緊急に必要があるときには、貨物及び期間を指定し、関税引下げの停止または特恵税率の適用を停止できる制度である（EPAセーフガードとも呼ばれている。）

1. 本制度の経緯等

我が国として初めて締結した経済連携協定である「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」の発効に先立ち、平成13年（2001年）度の関税改正に際し、暫定法に「シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置」が制定された。

その後、各経済連携協定の発効に先立ち、暫定法において各協定における緊急措置に係る規定の追加を行ってきたが、その内容はほぼ同一であり、重複した内容が多くなっていた。

そこで、平成19年度の関税改正に際し、これを見直し、経済連携協定を実施するための規定の整備として、早期発効に向けた国内手続の円滑化を図る等の観点から、個々の協定の署名の都度、条文の追加を要しない包括的な規定の整備を行うこととし、新たに「経済連携協定に基づく関税の緊急措置」として、暫定法を改訂した。

各経済連携協定の発効状況（2025年6月現在）

- 日・シンガポール経済連携協定（2002年11月発効。改正議定書2007年9月発効）
- 日・メキシコ経済連携協定（2005年4月発効。改正議定書2012年4月発効）
- 日・マレーシア経済連携協定（2006年7月発効）
- 日・チリ経済連携協定（2007年9月発効）
- 日・タイ経済連携協定（2007年11月発効）
- 日・インドネシア経済連携協定（2008年7月発効）
- 日・ブルネイ経済連携協定（2008年7月発効）
- 日・ASEAN包括的経済連携協定（2008年12月発効）
- 日・フィリピン経済連携協定（2008年12月発効）
- 日・イスス経済連携協定（2009年9月発効）
- 日・ベトナム経済連携協定（2009年10月発効）
- 日・インド包括的経済連携協定（2011年8月発効）
- 日・ペルー経済連携協定（2012年3月発効）
- 日・オーストラリア経済連携協定（2015年1月発効）
- 日・モンゴル経済連携協定（2016年6月発効）

- C P T P P (2018年12月発効)
- 日・E U経済連携協定 (2019年2月発効)
- 日米貿易協定 (2020年1月発効)
- 日英包括的経済連携協定 (2021年1月発効)
- R C E P (2022年1月発効)

2. E P Aセーフガードの構成（発動要件及び措置の内容等）

(1) 発動要件

- ① 経済連携協定による関税の譲許を受けた特定貨物の輸入増加の事実があり、
- ② 当該貨物の輸入の増加が重要な原因になって、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがある事実があり、
- ③ 国民経済上緊急に必要があると認められるとき

(第1項)

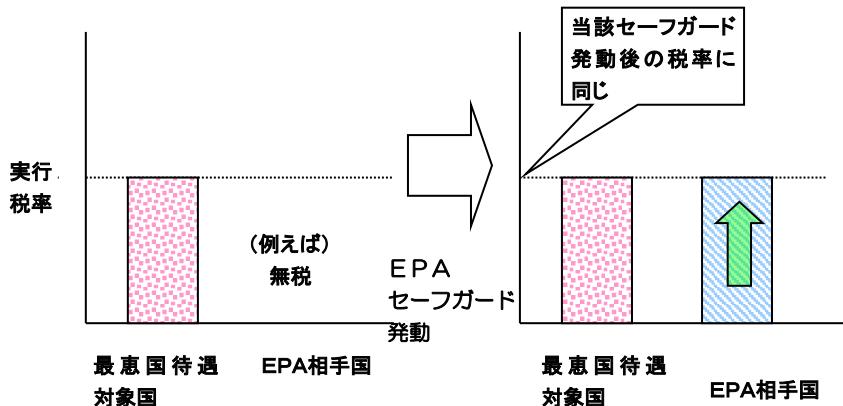
(2) 措置の内容

- ① 関税率の引下げを行うものとされている場合においては、指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部、又は一定の数量若しくは額を超えるものについて、更なる関税率の引下げを行わない。
- ② 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部又は一定の数量若しくは額を超えるものについて、関税定率法別表に定める税率（関税暫定措置法第2条（暫定税率）の適用があるときは、その適用される税率）及び（W T O）協定税率のうちいづれか低い税率（以下「実行税率」という。）の範囲内において、関税率を引き上げること。

指定：（貨物および期間は各経済連携協定の規定に基づき政令で指定する。）

(第1項)

[7の7-1図]



(3) 期間

期間は各経済連携協定の規定に基づき政令で指定された期間に限られるが、特別の理由により必要

があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令を定め、指定された期間を延長することができる（第2項）。

（4） 代償措置

本緊急措置をとった場合は、協議により、指定貨物以外の貨物で譲許がされているものはその譲許を修正し、又譲許されていないものは新たに譲許し、その修正又は譲許した後の税率を適用することができることとなっている（第3項）。

（5） 対抗措置

経済連携協定の相手国が緊急措置をとった場合は、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる（第4項）。

（6） 調査

特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦産業に与える重大な損害等の事実について十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする（第6項）。

（7） 暫定措置（暫定的なEPAセーフガード措置）

調査の完了前においても、十分な証拠により、発動要件の存在を推定することができるときは、第1項と同様の措置（EPAセーフガード）をとることが出来る（第7項）。

（8） 払い戻し

調査が終了し、結局、第一項の措置（暫定ではないEPAセーフガード措置）をとらない場合は、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない（第8項）。

（9） その他必要な事項の規定

その他、規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めている（第11項）。

政令⇒経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令

第7条の8 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正

経済連携協定において定められた対象物品の輸入数量が一定の数量を超えた場合には、その超えることとなった月の翌々月の初日から当該年度の末日までの間（又は政令で定める期間）、当該物品に係る関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる制度である（EPA品目別セーフガード）。

経済連携協定	品目（概要）
日・オーストラリア経済連携協定	牛肉（生鮮冷蔵／冷凍）
CPTPP	牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ、合板等
日EU経済連携協定	牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ
日米貿易協定	牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ
日英包括的経済連携協定	牛肉、豚肉、豚肉調製品、ホエイ

なお、CPTPP適用牛肉、日EU経済連携協定適用牛肉、日米貿易協定適用牛肉及び日英包括的経済連携協定適用牛肉については、（月ごとでなく）旬ごとに輸入数量を管理し、セーフガードの発動を判断することとなっている。

第7条の9 経済連携協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正

関税定率法別表第0101.29号の二の（二）に掲げる物品（競走馬）のうち、経済連携協定（CPTPP、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定）に定める発動基準価格を下回るものについて、輸入申告ごとに当該物品に係る関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる制度である。

第7条の10 経済連携協定に基づく報復関税

経済連携協定の締約相手国の協定違反行為等により、当該協定により我が国に与えられた利益を守るために必要があると認められるときは、当該協定の規定に基づき、課税対象となる国及び貨物を政令によって指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課すことができる制度である。

第8条 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税

我が国から加工又は組立てのため輸出された特定の貨物を原材料とした特定の製品（皮革製品、繊維製品及び革製履物の甲）が、その原材料の輸出の許可の日から原則として1年以内に輸入される場合に、その製品に課される関税のうち、原材料相当分を軽減するもの。本制度は、原材料の国内生産者が、制度利用による国内生産を維持しつつ構造改善を行い、国際競争力をつけることを目的としている。

適用期限は、令和8年3月31日まで。

1. 本制度の経緯等

本制度は、昭和44年度の関税改正において、韓国からの要望を受けて創設された。創設当初は、減税額にして数千万円から1億円前後の実績で推移したものの、減税対象となる製品が機械類に限定されていたことなどから、機械類の関税率が遞減していく中でその利用率も徐々に減少していき、昭和60年度から63年度までは利用が皆無となる状況となった。

そのような状況の中、平成元年度改正において、織物製衣類を対象品目に追加したことから、利用実績も徐々に上昇し、特に平成6年度改正における対象品目の拡大、減税額の算出方法の簡素化等の改善策の結果、急速にその利用実績を伸長させた。

その後、

- 14年度：第61類の全ての品目を対象貨物に追加する（従来は、第61.15項に該当する貨物のみ）
とともに、輸出国にストックされている原材料を使用しての加工等も可能にするなどの手続面での改正
- 15年度：対象品目として革製履物の甲（第6406.10号-1）の追加等の改正
- 16年度：輸出原材料に転写プリント、紙製ハンガー、安全ピン、紙製小袋を追加
- 17年度：対象品目として皮製の自動車用腰掛けの部分品（第9401.90号-1）の追加等の改正
- 20年度：輸出原材料に革製品に係る副資材（プラスチック製衣類付属品等（ハンガー等）、縫糸、ボタン、ファスナー等）を追加
- 29年度：対象品目として革製の自動車用腰掛けの部分品（第9401.90号-1）を削除等が行われた。

2. 減税の範囲

減税の対象となる製品は、次に掲げる要件を備え、かつ、その製品の原材料の輸出許可の日から1年（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、1年を超えて税関長が指定する期間）以内に輸入されるもの。

（1） 皮革製品

第42.02項（バッグ類）のうち外面が革製又はコンポジションレザー製のもの並びに第42.03項（革製衣類）のうち野球用のグローブ及びミット以外のものに該当する製品で、

- ① 我が国から輸出された貨物で、暫定令第20条第1項で定めるものを原材料としたもの
- ② 暫定令第20条第2項で定める加工又は組立てがされていないもの

(2) 繊維製品

第 57 類 (じゅうたん類)、第 61 類、第 62 類 (衣類) 及び第 63 類 (その他の繊維製品) に該当する製品で、

- ① 我が国から輸出された貨物で、暫定令第 20 条第 3 項で定めるものを原材料としたもの
- ② 暫定令第 20 条第 4 項で定める加工又は組立てがされていないもの

(3) 革製履物の甲

第 6406.10 号の一に該当する製品のうち甲で、

- ① 我が国から輸出された貨物で、暫定令第 20 条第 5 項で定めるものを原材料としたもの
- ② 暫定令第 20 条第 6 項で定める加工又は組立てがされていないもの

(注) 本制度においては、輸出原材料を加工した製品の場合、輸出原材料が製品になるまでの工程が多段階にわたると、原材料と製品との対応関係の確認が困難となることから、その確認を可能とするため、政令により、輸出原材料及び加工内容を限定している。

なお、我が国から政令で定められた原材料とそれ以外の原材料が輸出され、両者を使用した製品が輸入される場合、又は我が国から輸出された政令で定められた原材料と現地で調達した原材料を使用した製品が輸入される場合には、政令で定められた輸出原材料のみを減税額算出のための輸出貨物として、本制度が適用される。

3. 原則的な減税額の算定方法

減税額は、輸入製品の関税額に、輸出原材料が輸出許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格の当該製品の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内とされており、具体的には、暫定令第 21 条において「本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に 100 分の 106 を乗じて得た価格」とされ、減税額は、算出した額の全額とされている。

$$\text{減税額} = \frac{\text{輸出原材料を再輸入するとした場合の課税価格}}{\text{輸入製品の課税価格}} \times \text{輸入製品の関税額}$$

$$= \frac{\text{輸出原材料の FOB 価格} \times 1.06}{\text{輸入製品の課税価格}} \times \text{輸入製品の関税額}$$

なお、製品の加工又は組立ての際に商品価値を有する副産物が発生する場合には、輸出原材料を再輸入するとした場合の価格から当該副産物に見合う価格を減じることとなる。

4. 減税の手続

(1) 原材料の輸出手続

減税を受けようとする製品の原材料を輸出する者は、その輸出申告の際に、「加工・組立輸出貨物確認申告書」を提出して、申告内容につき税関長の確認を受けなければならない（暫定令第22条第1項）。また、加工又は組立ての契約が行われていない場合を除き、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなければならない（同条第2項）。

さらに、税関長が製品の再輸入の確認のため必要と認めて指示したときは、当該輸出者は、その輸出の際に、輸出原材料に記号の表示その他の再輸入の確認のための措置をとらなければならない（同条第3項）こととされており、生地規格書等を提出する取扱いとなっている。

なお、令和7年7月から、AEO輸出者又はAEO通関業者が本制度を利用する場合、当該加工組立減税に係る輸出原材料の輸出手続きに係る書類が簡素化されている（暫定基8-9）。これは、AEO輸出者又はAEO通関業者が確認申告書に相当する書類等を適切に管理することを条件に、申告時における手続きの負担軽減を図るものである。

（2） 製品の輸入手続

前記（1）の手続により輸出された原材料を使用して加工又は組立てられた製品を輸入する者は、その輸入申告の際に、輸入申告書に輸出許可書（又はこれに代わる税関の証明書）、加工又は組立てを証する書類及び「加工・修繕・組立製品減税明細書」を添付して税関長に提出しなければならない（暫定令第23条第1項）。

また、輸出申告時に加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなかった場合には、輸入申告は、貨物を輸出した者の名をもってしなければならない（同条第2項）。

なお、平成25年9月から、AEO輸入者又はAEO通関業者が本制度を利用する場合、輸入申告の際に行う減税手続きに係る書類が簡素化されている（暫定基8-13）。これは、AEO輸入者又はAEO通関業者が原材料の使用実績等を適切に管理することを条件に、申告時における手続きの負担軽減を図るものである。

5. 特惠関税制度との関係

加工再輸入減税制度は、特惠関税制度と重複して適用を受けることはできない（暫定法第8条第2項）。したがって、輸入者はいずれか有利な方を選択することとなる。

第8条の2 特恵関税等

開発途上国を原産地とする特定の輸入物品について、関税率の軽減を図ることにより、工業化の進んだ先進国が、開発途上国からの物品をより多く輸入し、開発途上国の輸出所得の増加や工業化の促進を助長し、これらの地域の経済成長を高めることに資するため、国際的な合意の下に創設された制度である。

1. 特恵関税制度の趣旨、経緯等

(1) 趣 旨

特恵関税制度は、現行の日本の制度においては、一般特恵（G S P : Generalized System of Preferences）制度及び経済連携協定（E P A : Economic Partnership Agreement）に基づくものがあるが、本書においては、暫定法に規定されるG S Pを扱うこととする。

特恵関税制度は、開発途上国を原産地とする特定の輸入物品について関税率の軽減を行い、有利な待遇を与えるものである。工業化の進んだ先進国が、開発途上国からの物品をより多く輸入し、開発途上国の輸出所得の増加や工業化の促進を助長し、経済成長を高めることに資することを目的としている。

この制度の適用によって課される関税は、我が国の方的な供与によるものであり、ガットの基本原則である「最恵国待遇」（注）による税率よりも、さらに低い関税率を適用することであることから「特恵関税」と呼ばれている。

（注）「最恵国待遇」（Most Favored Nation（M F N）treatment）：ガットの基本原則の一つで、通常相手国の产品に対して、当事国が第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることをいい、無差別待遇とも呼ぶこともある。

(2) 経 緯

本制度の成立の経緯は、1960 年代に顕著となった南北問題の解決のため、主として国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development、UNCTAD（アンクタッド））において度重なる討議の結果、最終的に 1970 年の第 4 回UNCTAD特恵特別委員会で合意に達し、実施されたものである。

(3) 実施期間

特恵制度を実施する期間は、上記の合意で当面 10 年間と約束され、我が国では昭和 46 年 8 月より実施された。その後、UNCTADを中心に、本制度の改善・延長問題について、検討した結果、1980 年 6 月のUNCTAD第 9 回特恵特別委員会の決議及び同年 12 月の国際連合総会第 35 回総会で採択された第 3 次国連開発の 10 年のための国際開発戦略において、本制度は当初の実施期間を超えて継続されるべきであること、1990 年に本制度の包括的レビューを行うことが合意された。これを受けて、我が国においても本制度を平成 3 年 3 月 31 日まで、10 年間延長されることとなった。

また、1990 年 5 月のUNCTAD特恵特別委員会においても、本制度を今後とも維持することを前提として制度の改善を行うべきとする決議が採決されたこと等を踏まえ、平成 3 年度の暫定法の改正において、適用期限が 10 年延長された。

さらに、平成 13 年度、平成 23 年度及び令和 3 年度の関税改正において、それぞれ制度の内容が一部改正されるとともに、適用期限が 10 年延長され、現在、令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで適用されることとなっている。

(4) ガット及びWTOにおける特恵関税の法的地位

本制度は、特定の開発途上国に対してのみ特恵的な待遇を与えるものであることから、ガット第1条において、すべての締約国が関税率及び輸入規制等について他のすべての締約国に対し最恵国待遇を適用することを義務づけていることは、本来相容れないものである。そこで、先進国は、特恵関税制度発足の際、ガット第25条第5項に基づき、ガット第1条の義務免除を一括して取得しガットとの整合性を図ってきた。

当該問題については、東京ラウンド交渉の「世界貿易を律するための枠組み」の問題の一環として交渉が進められ、その結果、「ガット締約国は、ガット第1条の規定にかかわらず、開発途上国に対して、一般特恵関税制度の優遇措置を許与することができる。」(授権条項)旨の合意が成立し、この合意は、1979年のガット総会において、ガット締約国団の決定として採択された。この結果、本制度は、ガット上も正式に認知されたものとなり、さらにWTOの発足にあたり、ガット締約国団の決定がWTO協定の一部である1994年のガットを構成することになったため、WTO協定上も認められることになった。

2. 特恵関税制度の法令（関税暫定措置法第8条の2）の構成

（第1項）特恵受益国等

対象：「特恵受益国等」（次の（1）から（3）のすべてに該当する国又は地域）

（1） 経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）

（2） 関税について特別の便益を受けることを希望するもの

（3） 当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの

⇒ 暫定令第25条第1項（特恵受益国等の指定）

⇒ 財務省告示で特恵受益国等を定めている

対象物品と特恵関税率：特恵受益国等を原産地とする次の①から③までの物品

① 第1類から第24類まで（農水産品）に該当する物品のうち、別表第2に掲げるもの
…同表に定める税率

② 第25類から第97類まで（鉱工業製品）に該当する物品のうち、別表第3に掲げるもの（実行税率が無税のものを除く）…実行税率に別表第3に定める係数を乗じて得た税率

（注）別表第3に定める係数は、0.2、0.4、0.6、0.8の4段階

③ 第25類から第97類まで（鉱工業製品）に該当する物品のうち、別表第3、第4及び第5に掲げる物品以外のもの（実行税率が無税のものを除く）…無税

（第2項）特恵関税の適用除外

対象物品の原産地である特恵受益国等及び当該物品を指定して、特恵関税を与えないことができる。

対象：（1） 特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度

（2） その他の事情を勘案して、特恵関税を与えることが適当でないと認められるものがある場合

適用除外国等及び物品：暫定令第25条第4項（部分適用除外措置、国別・品目別特恵適用除外措置）

で定める（財務省告示において同項に規定する表中の四の項で定める関税に

についての便益を与えることが適当でない物品及び期間を定めている)。

(第3項) 特別特恵受益国

対象:「特別特恵受益国」(次の(1)及び(2)の両方に該当する国)

- (1) 特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国及びこれに準ずるものとして政令で定める国
- (2) 特恵関税について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令で定める国
 - ⇒ 暫定令第25条第5項(特別特恵受益国の指定)
 - ⇒ 財務省告示で特別特恵受益国を定めている

対象物品と特恵関税率:暫定法別表第5に掲げる物品以外のもの(実行税率が無税のものを除く)…

無税

(第4項) 原産地の確認等

原産地の確認その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

⇒以下、暫定令の関係条文を挙げる(後述の3.(6)一般特恵原産地規則も参照のこと。)。

暫定令第26条(原産地の意義)

(第1項) 原産地認定基準

- (1号) 特恵受益国等において、完全に生産された物品として財務省令で定める物品
 - 暫定規則第8条(完全に生産された物品の指定)
- (2号) 特恵受益国等において、完全に生産された物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品
 - 暫定規則第9条(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)
 - 暫定規則別表(第9条関係)
 - ☆ 原則として、完全生産品以外の原材料物品と特恵関税を受けようとする生産品との間で、関税率表の項が異なる加工又は製造が行われたもの(ただし、乾燥、冷凍、塩水漬け、単なる切断、箱詰め、部分品の組立等の微小な加工は除く。)

(第2項) 自国関与品

- (1号) 当該国の完全生産品及び我が国から当該国へ輸出された物品のみで生産された場合は、例外品目を除き、当該国の完全生産品とみなす。
- (2号) 実質的変更のあった物品か否かの認定(暫定令第26条第1項第2号の適用)にあたっては、我が国から当該国へ輸出された物品は、例外品目を除き、当該国の完全生産品とみなす。
(例外品目) 暫定令別表第2に掲げる品目(牛馬革、バッグ、毛皮製品等)

(第3項) 累積原産地制度

「東南アジア諸国」(インドネシア、フィリピン及びベトナムの3か国)については、全体を一つの国とみなして原産地制度を適用する。その場合、特恵対象物品の輸出国を原産地とする。

暫定令第27条(原産地の証明)

特恵税率の適用を受けようとする者は、原則として、その物品が特恵受益国原産品であることを証明した書類(「原産地証明書」)を税関長に提出する。原産地証明書は、輸出の際に原産地の税関等の

発給機関が発給したものでなければならず、その様式は省令で定める。

- (例外) ① 税関長が原産地を明らかであると認めた物品
- ② 課税価格の総額が20万円以下の物品
- ③ 特例申告に係る指定貨物である物品

暫定令第28条（原産地証明書の提出）

原産地証明書は、原則として、輸入申告時に提出する。

暫定令第29条（原産地証明書の有効期間）

原産地証明書の有効期間は原則として1年未満としている。

暫定令第30条（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益国原産品についての証明）

- ・自国関与品に係る証明書
 - …日本からの輸入原料に関する証明書を添付
- ・特例申告に係る指定貨物
 - …特例申告書に特恵受益国原産品とされる物品である旨を記載
- ・累積原産品に係る証明書
 - …累積加工・製造証明書を添付

暫定令第31条（特恵対象物品の本邦への輸送）

特恵関税の適用を受ける物品は以下の方法により、本邦へ運送されなければならない。

- ① 原産地から本邦へ直接運送
- ② 原産地から非原産国を経由し、運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされたなかったもの
- ③ 原産地から非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品のため輸出され、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの

3. 特恵関税制度の概要

(1) 特恵受益国等の範囲

特恵受益国等とは、経済が開発の途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であって、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で指定された国又は地域をいう（暫定法第8条の2第1項、暫定令第25条第1項及び財務省告示）。

(2) 特恵関税供与の方式（特別特恵を除く）

- ① 農水産品（第1類から第24類までに該当する物品）

農水産品については、特定の品目を選定し、その品目に対して特恵関税が供与されている（ポジティブ・リスト方式）。

適用される特恵税率は、品目ごとに本邦の農水産業に及ぼす影響等を考慮して個別に設定されている。（暫定法第8条の2第1項第1号及び同別表第2）

- ② 鉱工業品関係（第25類から第97類までに該当する物品）

鉱工業品については、暫定法別表第4及び第5に掲げる品目を除き、原則としてすべての品目に特恵関税が供与されている（ネガティブ・リスト方式）。

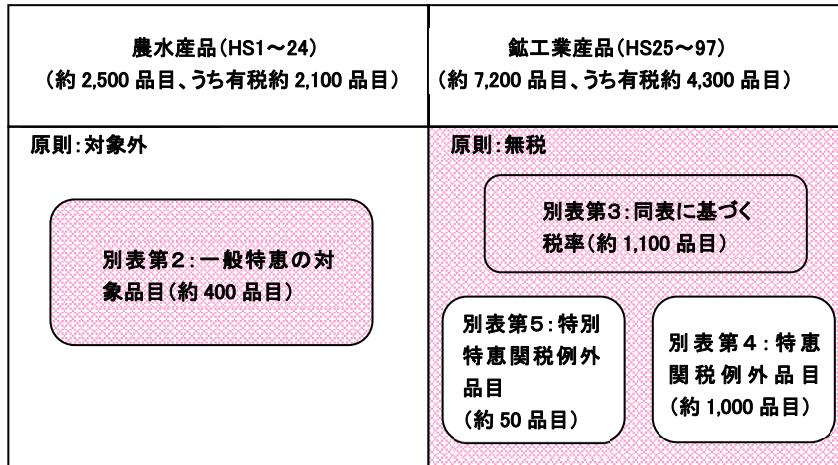
特恵関税例外品目は、国内産業保護等の観点から定められており、主な品目としては石油製品、

合板等がある。

適用される特恵税率は、原則として無税とされているが、別表第3に定める鉱工業產品等については、実行税率に同表に定める係数（0.2、0.4、0.6、0.8の4段階）を乗じて得た税率となっている（第8条の2第1項第2号）。

上述の別表第3に定める品目及び国内事情のため特恵税率の供与が困難な品目（別表第4及び第5）を除いては、特恵税率として無税が適用される（暫定法第8条の2第1項第3号）。

〔8の2-1図〕一般特恵関税対象品目の関係図



※色の付いている箇所が一般特恵(GSP)の対象（品目数:9桁(細分)ベース）

（3）特恵受益国等の指定

特恵受益国等については、暫定令第25条第1項において、次のいずれにも該当する国等であつて、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が指定したものとされている。

- ① 3年連続して、（i）その国の各年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が、国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当しない、または、（ii）世界の輸出額の総額のうちに占めるその国の輸出額の割合が1%以上である国にあっては、国際復興開発銀行が公表する高中所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当しない場合
- ② ①に該当することが明らかになった日以後に、その国の政府が財務大臣に対し、特恵関税による便益を受けることを希望する旨を通知した場合

なお、一般特恵関税の適用除外（全面適用除外措置）については、暫定令第25条第3項において、次のいずれかに該当するものは、特恵受益国等ではなくなるとされている。

- ① 3年連続して、（i）その国の各年の国際復興開発銀行統計等における一人当たりの所得の額が、国際復興開発銀行が公表する高所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当する、または、（ii）国際復興開発銀行が公表する高中所得国の所得水準を勘案して財務大臣が定める所得水準に該当し、かつ、世界の輸出額の総額のうちに占めるその国の輸出額の割合が1%以上である国等に該当する場合、
- ② その国の政府が財務大臣に対し、特恵関税による便益を受けることを希望しない旨を通知した場合

③ その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が便益を与えることが適當ではないと認めた場合

(4) 一般特恵の便益を与えない物品

特恵関税を供与している国（又は地域）の原産品が、次の①～④いずれかの基準を満たす場合には、その国（又は地域）のその原産品は特恵関税適用の対象から除外される。

① 対象物品の前々年の一の対象物品の輸入額のうちに占める一般特恵受益国を原産地とする当該対象物品の輸入額の割合が25%を超える、かつ、その輸入額が10億円を超えるもの。

ただし、経済連携協定締結に基づく関税率が一般特恵税率以下のものである場合、又はWTO協定税率が無税とされている品目である場合は除外しない（部分適用除外措置）。

② その年度の前々年までの過去3年間の貿易統計において、一般特恵受益国を原産地とする対象物品の輸入額の割合が50%を超える、かつ、その品目の輸入額が45億円を超える品目。

ただし、当該対象物品のうち当該3年間の当該国を原産地とする全ての対象物品の特恵適用輸入額のうちに占める当該3年間の当該国を原産地とする当該対象物品の特恵適用輸入額の割合が25%を超える場合、経済連携協定締結に基づく関税率が一般特恵税率以下のものである場合、又はWTO協定税率が無税とされている品目である場合は除外しない（国別・品目別特恵適用除外措置）。

③ 経済連携協定における我が国以外の締約国である国（又は地域）（後発開発途上国を除く）を原産地とする物品であって、当該物品の当該経済連携協定に基づく関税率が一般特恵税率以下の品目。

④ 特恵受益国等を原産地とする物品の有する国際競争力の程度その他の事情を勘案して特恵関税の便益を与えることが適當でないものとして財務省告示で定めるもの

（暫定法第8条の2第2項、暫定令第25条第4項及び財務省告示）

(5) 特別特恵受益国等に対する措置

① 趣旨及び経緯

後発開発途上国（Least Developed Countries、以下LDC）の発展に資するため、LDCに対し、特恵関税上において他の開発途上国よりもさらに有利な待遇を与える特別措置の導入については、特恵関税制度創設当時より検討されていた。我が国においては、EC等一部先進国がLDCに対して特恵税率を無税とする等の措置を導入したこと、また、LDCからの要請が強まってきたこと等に鑑み、LDCに対する特別措置（LDC特恵関税制度）が昭和55年度に創設された。

LDCからの輸入に関しては、ほぼ全ての品目に対して無税が適用され、これを特別特恵関税という。

平成13年度の改正において、LDCへの特別な配慮として、新たに暫定法別表第5に特別特恵対象品目が掲げられ、従来、特恵関税の適用対象外とされていた品目的一部分等が加えられることになった。さらに、平成19年度の改正において、WTO香港閣僚宣言（LDCに対して97%以上の品目について無税無枠（数量枠を設けずに関税無税を適用する措置）とすることが合意されたもの）、及び、途上国に対する支援を目的とした「開発イニシアチブ」（我が国がWTO香港閣僚会議に先立ち発表したもの）に基づき、176品目を除くすべての品目について、無税無枠措置を実施することとした。また、令和7年度の改正において、WTOにおけるLDC卒業国に対する優遇措置の延

長に係る一般的理事会決定（国際連合総会のLDC卒業決議の発効後、当該優遇措置の廃止までに円滑で持続可能な移行期間を設けることを奨励する旨の文書の採択）、及び、MC13アブダブ閣僚宣言（同文書の内容を歓迎する旨の閣僚宣言）を踏まえて、LDCに加えてこれに準ずるものとして政令で定める国についても、LDC特恵関税の対象とすることとした。これによりLDC特恵関税率が適用対象外となるまでの期間が、LDCでなくなる国際連合総会決議の日から3年以内となつた。

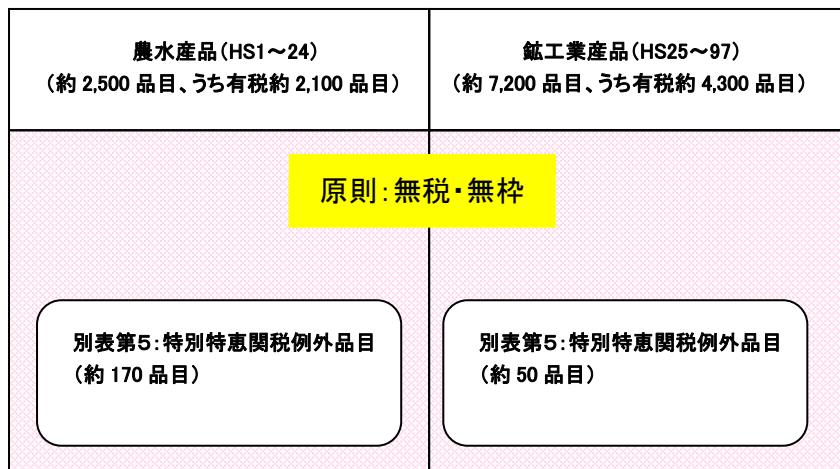
② LDC及びこれに準ずる国の範囲

LDC等に対する特別措置は、特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議によりLDCとされている国及びこれに準ずるものとして政令で定める国であって、特恵関税について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で指定した国（「特別特恵受益国」という。）に対して供与される（暫定法第8条の2第3項、暫定令第25条第5項及び財務省告示）。

③ 特別措置の対象物品及び適用税率

LDCに対する特別措置の対象品目は、暫定法別表第5に掲げる品目を除くすべての品目が対象となっており、関税無税となっている（暫定法第8条の2第3項）。

〔8の2-2図〕特別特恵関税対象品目の関係図



※色の付いている箇所が特別(LDC)特恵税率の対象（品目数:9桁(細分)ベース）

（6）一般特恵原産地規則

① 原産地の認定基準

特恵関税は、特恵受益国等を原産地とする物品に適用されるが、WTO協定税率適用のための原産地の認定とは別に、特恵関税のための原産地の認定基準として、暫定令及び暫定規則に詳細に規定されている。

i 原産地の認定基準の原則（暫定令第26条第1項第1、2号）

原産地の認定基準としては、「完全生産品」と「実質的な変更を加える加工又は製造」の2つに分けて考えられている。

イ. 完全生産品（暫定規則第8条）

完全生産品は、特恵受益国等において、完全に生産された物品として財務省令で定める物品である。例えば、特恵受益国等において採掘された鉱物性生産物、その国で生まれ成育した動物等があげられる。

なお、この場合の原産地証明書（後述）には、第8欄「原産地基準」の欄に「P」と表示されることになる。

また、公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕した水産物は、採捕船舶の所属国の完全生産品としているが、その船舶の所属国の認定基準は暫定法基本通達8の2-3で定められている。

ロ. 実質的な変更を加える加工又は製造（暫定規則第9条及び同別表）

上記イ. の完全に生産された物品以外の物品を原材料の全部又は一部として使用し、加工又は製造した物品については、実質的な変更を加えた国を原産国とすることが定められている。ここでいう「実質的な変更を加える加工又は製造」とは、原則として、定率法別表における項（4行の関税率表番号）の変更を伴う加工又は製造をいう。

しかしながら、暫定規則別表中欄に掲げる物品については、上記の項の変更の原則にかかわらず、同表下欄に掲げる加工又は製造をもって、実質的な変更を加える加工又は製造と定義されている。すなわち、当該物品については、同表の下欄に掲げる加工をもって、原産地認定の要件としている。

なお、この場合の原産地証明書には、第8欄「原産地基準」の欄に「W」と表示されることになる。

同表に規定されている加工基準としての具体的な例は、以下のとおりである。

- 肉、魚等の調製品

第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に該当する物品以外の物品からの製造

- 編物製の衣類、衣類附属品

紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

- 織物製の衣類、衣類附属品

紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

- 光学機器、写真用機器等

製品と異なる項に属する非原産品である原材料の価格が、製品の価格の40%以下であり、

製品と同じ項に属する非原産品である原料の価格が製品の価格の5%以下である製造。

なお、以下のような作業は、実質加工とはみなされない。（いわゆる「微小加工」）（暫定規則第9条第1項ただし書）

- 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作

- 単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器につめること

- 改裝、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付

- 非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからなる操作

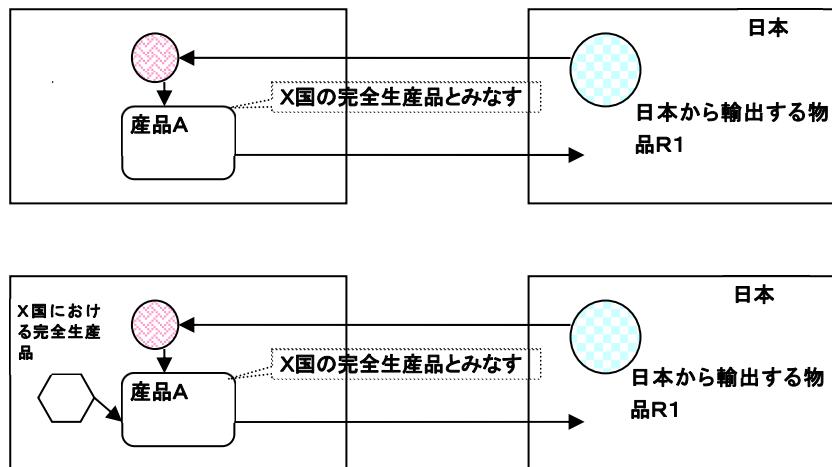
ii. 自国関与品（暫定令第26条第2項）

原産品の認定にあたり、その対象となる物品が、ある特恵受益国等において生産され、原材料として日本から輸出された物品が使用されている場合には、原産地の認定上、日本から輸出された物品は、その特恵受益国等の完全生産品として取扱われる。この取扱いの対象物品を「自国関与品」と呼んでいる。

例えば、日本からある特恵受益国等に半製品（日本以外の国を原産地とするものを含む。）を輸

出し、その特恵受益国等において完成品として製造され、これを日本に再輸入する場合において、原産地の認定基準からみて、その完成品がその特恵受益国等の原産品として認められないとする。自国関与品の特例扱いの規定を適用することにより、日本から輸出された物品はその特恵受益国等の原産品とみなすことになり、原産地の認定基準に適合する場合には、その完成品はその特恵受益国等を原産地とする物品として取扱われることとなり、特恵適用が可能となる。

〔8の2-3図〕自国関与品



ただし、その対象となる製品が国内産業への影響が懸念される特定の物品（暫定令別表第2に掲げる物品（自国関与例外品目）；革製品、毛皮製品等）である場合は自国関与品の規定は適用できない。なお、この適用を受けるには、所定の書類提出等の要件を満たすことが必要である。

iii 東南アジア諸国に対する累積原産地制度（暫定令第26条第3項）

東南アジア諸国（インドネシア、フィリピン及びベトナムの3か国）の域内で生産された物品のうち、2以上の国を通じて行われたものについては、これらの国を一つの国とみなして、前記のi及びiiの規定を適用することとなっている。この場合、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。この取扱いは「累積原産地制度」と称される。なお、累積原産地制度の適用を受けるためには、所定の書類提出等が必要である。また、最終輸出国との経済連携協定が発効している場合、原則として、一般特恵税率の対象外となることから、上記の累積原産地制度は適用できず、経済連携協定上の原産地規則が適用される。

iv 繊維製品に関する僅少の非原産材料（暫定規則第9条第2項）

繊維製品（第50類から第63類まで）に対し、これらの類の品目別規則を満たさない非原産材料が僅少（当該非原産材料の総重量が商品の総重量の10%以下）である場合、当該非原産材料は、品目別規則の適用にあたって考慮しない。

② 原産地の証明

i 原産地証明書の提出

特恵関税の適用を受ける際に必要な原産地証明書の様式は、UNCTADでの合意に基づく国際的に統一されたものであり、この様式以外の原産地証明書では、特恵関税の適用は受けられない。

様式は、暫定規則第10条第1項及び同別紙様式第1で定めた一般特恵制度原産地証明書様式A（通常「FORM A」という。）において規定されている。

ii 原産地証明書の発給時期

原産地証明書の発給は、原則として、その物品の「輸出の際」に行われたものでなければ有効な

ものとならない。

ただし、輸出国における災害等により事後発給となった場合等、輸入の際に税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、相当と認められる期間の事後発給も有効である（暫定令第27条第4項）。例えば、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものとしている。（暫定法基本通達8の2-5(2)）

iii 原産地証明書の発給機関

原産地証明書は、原則として原産地の税関によって発給されたものでなければならない。ただし、原産地において税関が特恵原産地証明書を発給することとなっていない場合は、その発給権限を有するその他の官公署又は商業会議所、その他これに準ずる機関で、我が国の税関長が適當と認めるものが発給した特恵原産地証明書でなければならない。この場合発給機関の登録印については、その印影が我が国当局に登録済のものである必要がある。

iv 記載事項の確認等

イ. 第1欄（輸出者）は通常インボイス上の輸出者と一致しているが、例えば、系列会社が仲介している等により異なる場合は、メーカーズインボイス等、取引関係書類を確認する。（第2欄「輸入者」も同じ。）

ロ. 第3欄（輸送の手段及び経路）については、積替え等が行われていれば、積替地の国名、港名等が記入されているかを確認する。

ハ. 第4欄（公用欄）については、例えば特恵原産地証明書以外に自国関与等の証明書があれば、その発給番号の記入の有無、また紛失等の理由により再発行されたものである場合には「Duplicata」又は「Duplicata」の表示等がされているかを確認する。

ニ. 第8欄（原産地基準）は、貨物が輸出国の完全生産品である場合（非原産国の原材料の全てが我が国から輸出された物品であって、自国関与品としての手続きをしている場合、政令で指定する東南アジア諸国を一つの原産地として製造された物品であって、累積原産品としての手続きをしている場合を含む。）には“P”的表示、完全生産品ではないが、原産国の実質加工品と認められる場合は“W”的表示とHSの4桁番号が記入されることとなっている。

ホ. 第11欄（証明）の証明機関は、原産地の税関又はその発給権限を有する者として我が国に通報のあった機関に限定されている。

本欄に記入された発給日をもとに、事後発給か否かの判断や有効期間（発給の日から1年）の計算を行う。

v 特恵原産地証明書の記載内容の修正

特恵原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の登録印にて修正がされている等当該修正が正当に行われたことが明らかにされていなければならない。

なお、不備のある特恵原産地証明書の具体的取扱いについては、「原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い」（暫定法基本通達8の2-6）による。

vi 原産地が明らかであると認めた物品の取扱い

原産地証明書は、輸入申告等（IS、IM、IA承認申請を含む）の際に提出しなければならない。しかし、税関長が物品の種類又は形状により原産地が明らかであると認めた物品（バナナ、コーヒー豆等）については、原産地証明書の提出は不要である。

ただし、

イ. 特恵関税適用上特に問題があると認められる場合であって、仕入書等その他の書面により原産地を認定できない場合

ロ. 自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの（暫定令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。）
は本取扱いの対象から除かれている。

なお、後述の少額貨物に係る特恵原産地証明書の取扱いとの併用はできない。

vii 少額貨物に係る特恵原産地証明書の取扱い

特恵関税適用物品については、輸入申告等に際し、特恵原産地証明書を税関に提出しなければならないのが原則である。

ただし、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあっては、関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が20万円以下の物品については、その原産地を、当該物品の種類、商標又は仕入書その他の書類に記載されている原産地に関する事項により認定することとなっており、特恵原産地証明書の提出は免除される。なお、前述の原産地が明らかであると認めた物品の取扱いとの併用はできない。

viii 特恵原産地証明書の提出猶予の取扱い

特恵原産地証明書は、輸入申告等の際に提出しなければならないが、災害その他やむを得ない理由によりその際に提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、輸入許可前貨物引取り承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りではないとされている。

イ. 「災害その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかの場合をいう。

○ 震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で輸入者の責任によらないもの及びこれに準ずる理由による場合

○ 特恵受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において当該特恵受益国等の特恵原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ロ. 輸入許可前貨物引取りの承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、政令により特恵関税の適用が停止された物品以外の物品とする。

③ 特恵対象物品の本邦への運送

i 運送要件（暫定令第31条）

特恵受益国等を原産地とする物品が、特恵関税の適用を受けるためには、以下の運送の要件を満たす必要がある。

イ. 原産地である特恵受益国等から、非原産国を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること。

この取扱いは、非原産国から運送されてくる場合には、原産地の認定において、実務上、困難があること等の理由によるものである。

ロ. 原産地である特恵受益国等から、非原産国を経由して日本へ運送される物品で、その非原産国において運送上の理由による積替え又は一時蔵置以外の取扱いが行われなかつたこと

ハ. 原産地である特恵受益国等から、非原産国において、博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため、又は一時蔵置するために輸出され、その後、当初の特恵受益国等の輸出者により、その非原産国から上記イ. 又はロ. に準ずる運送方式で日本に向けて輸出されること

ii 非原産国を経由する場合の必要事項

上記 i ロ. 又はハ. の要件を充足するためには、非原産国における積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品について、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において、同国の税関の監督下で行われなければならない。また、これらの場合において、特恵関税の適用を受けるには、原産地証明書の他、次のいずれかの書類が必要である（暫定令第31条第3項及び第4項）。

イ. 原産地である特恵受益国等から我が国の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し

ロ. 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品が行われた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書

ハ. 上記に掲げる書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの

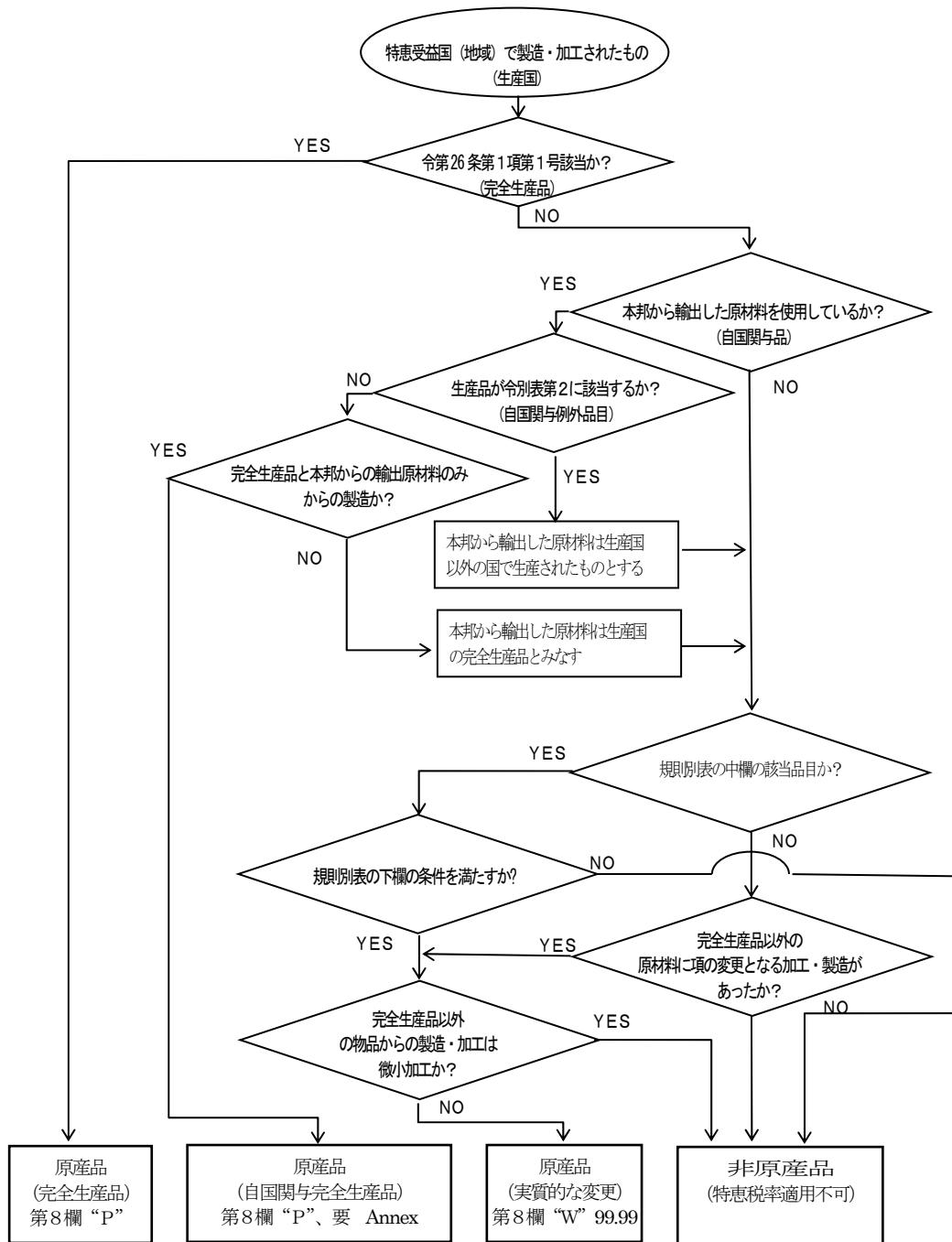
別紙様式第1

1. 輸出者（氏名、住所及び国名）		番号 一般特恵制度 原産地証明書 (申告及び証明兼用) 様式 A 発給国 _____			
2. 輸入者（氏名、住所及び国名）		4. 公用欄			
3. 輸送の手段及び経路（判明している限り記入すること。）					
5. 項目 番号	6. 包装の記号及び番号	7. 包装の個数及び種類 並びに品名	8. 原産地基準	9. 総重量又 はその他の 数量	10. 仕入書 の番号及び 日付
11. 証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。		12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であり、すべての物品が _____ (国名) において生産され、かつ、当該物品が下記輸入国における一般特 恵制度の原産地基準に合致するものであることを申告する。 _____ (輸入国)			
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印		作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名			

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が 25 グラム以上である上質紙（大きさが縦 297 ミリメートル、横 210 ミリメートル（日本工業規格 A 列 4 番）のものに限る。）で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

特恵関税に係る原産地の認定方法フローチャート



第8条の3 特恵関税等の適用の停止

特恵関税制度においては、ある品目の輸入が特恵関税の適用により増加し、国内産業に損害を与える等の事態が生じた場合で、当該産業を保護するため緊急に必要があると認められる場合には、暫定法第8条の3の規定に基づき、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定して特恵関税の適用を停止することができるエスケープ・クローズ方式（緊急特恵停止措置）がとられている。

平成19年度関税改正において、「緊急特恵停止措置（エスケープ・クローズ）の運用基準」（平成19.3.31 財務省・農水省・経産省告示第1号）により具体的発動基準が明示された。

1. 制度の概要等

特恵関税対象物品の輸入が、特恵税率の適用により増加し、本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、当該産業を緊急に保護する事態が生じた場合に、いわゆるセーフガード（安全弁）として、特恵関税の適用を停止することが必要となるが、この場合、エスケープ・クローズ方式がとられることになる。この方式は、①輸入が特恵関税の適用により増加していること、②輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する我が国の産業に損害を与え又は与えるおそれがあること、③その産業を保護するために緊急に必要があると認められることからなる要件を充足する緊急の場合に、政令を定めることにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、特恵関税の適用を停止することができる。

また、特別特恵受益国に対する特恵関税の適用停止も上述と同じ方式が用いられる。

本条の規定による適用停止措置は、現在までのところ発動された事例はない。

2. 関税暫定措置法第8条の3の構成

（第1項）特恵受益国等に対するエスケープ・クローズ方式

特恵受益国等を原産地とする対象物品の輸入が、特恵税率の適用により増加し、

- （1） その輸入が、これと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、
- （2） 当該産業を保護するため緊急に必要があると認められるとき、
- （3） 政令で定めるところにより、物品及び期間並びに必要があるときは国又は地域を指定し、特恵税率の適用を停止することができる。

（第2項）特別特恵受益国に対するエスケープ・クローズ方式

特別特恵受益国に対するエスケープ・クローズ方式は、特恵受益国等に対する同方式と同じ。

3. 制度の運用基準

前述（第8条の2の解説3.（3）及び（4）参照）のとおり、平成19年度の改正において、WTO香港閣僚宣言等を受け、暫定法別表第5に掲げる物品を除くすべての品目について、特別特恵対象国には無税無枠措置を実施することとした。

この措置の実施にあたり、従来は答申事項であった緊急特恵停止措置（エスケープ・クローズ）の運用基準（平成14年12月関税・外国為替等審議会答申）を見直し、以下のように告示が定められた。

○ 平成 19 年 3 月 財務省 農林水産省 経済産業省 告示第一号

(要約・抜粋)

一. 基本の方針

1. 緊急特恵停止措置の発動については、産業所管省の要請に応じて調査を行い、その上で発動の要否を判断する。
2. 一般特恵税率の適用による開発途上国からの輸入増加に対しては、法第 8 条の 3 第 1 項に規定する措置（一般特恵停止措置）により対処し、LDC（後発開発途上国）特恵税率の適用による LDC からの輸入増加に対しては、法第 8 条の 3 第 2 項に規定する措置（LDC 特恵停止措置）により対処する。一般特恵と LDC 特恵の両者が相まって国内産業に影響を与えているような場合は、これらの措置を同時に発動することも認められる。
3. 緊急特恵停止措置は、セーフガードと同様、緊急的な関税引上げを内容とするものであるが、セーフガードは国際協定及び国内法に基づき、一般税率を超えて関税率を引き上げる措置であるのに対し、緊急特恵停止措置は、国内法に基づき、特恵税率を一般税率に戻す措置である等の相違があることに留意する。

二. 調査に係る指針

1. 調査の開始

産業所管省は特恵対象品目について

- ア：直近の貿易統計等から、特恵受益国からの輸入が急増していると認められること
- イ：国内の販売価格、生産状況、販売状況等から、当該物品又は直接競合する物品を生産する国内産業の損害又はそのおそれがあること
- ウ：当該物品について我が国の総輸入額に占める特恵受益国からの輸入シェアが十分に高い、又は高まりつつあること

等の状況に鑑み、特恵停止措置が必要と判断した場合には、その判断となる資料を提供した上で、調査開始を財務省に要請する。財務省は要請を検討した結果、調査の開始が必要と認められる場合は、産業所管省と協力し、調査を開始する。調査の対象物品は原則として輸入統計品目表上の細分（9 桁分類）により指定するが、事例に応じ、当該物品の輸入が国内産業に与える影響を判断するためにより適当な方法がある場合は、それによる。

2. 調査開始の公表

調査を開始した場合には、以下のような事項を財務省ホームページ等で公表する。

- ア：調査の開始
- イ：調査の対象物品及びその主な輸入国
- ウ：調査に対する意見・情報の提供方法

3. 調査の方法

調査に際しては、入手可能な統計資料を分析するほか、対象物品又はそれと競合する物品の主要な生産者、輸入者、輸出者、利用者及び消費者等（又はこれらの団体）に意見・情報の提供を求める。また、必要に応じて、これらの者・団体へのヒアリングを行う。

4. 調査の終了

調査は調査の開始を公表した後、原則として2か月以内、最長でも3か月以内に終了し、結論を出す。調査が終了した場合、以下のような事項を速やかに財務省ホームページ等で公表する。

ア：調査の結論及びその理由の概要

イ：緊急特恵停止措置を発動する場合、その対象物品・対象国

ウ：緊急特恵停止措置を発動する場合、その施行時期及び発動期間の見込み

三. 発動に係る指針

1. 発動要件の判断基準

(1) 輸入の増加

一般特恵停止措置については

ア：一般特恵適用輸入の増加

イ：一般特恵適用輸入の国内市場占拠率の増加
を併せて勘案する。

LDC特恵停止措置については、

ア：LDC特恵適用輸入の増加

イ：LDC特恵適用輸入の国内市場占拠率の増加
を併せて勘案する。

一般特恵輸入の増加とLDC特恵輸入の増加は区別して評価することを原則とするが、必要に応じ、両者を併せて、総合的にその増加を判断する。

(2) 国内産業の損害

以下のような事項を総合的に勘案する。

ア：輸入品及び国産品の販売価格

イ：国内産業の生産に関する状況

(3) 特恵適用輸入と国内産業の損害との因果関係

以下のような事項を総合的に勘案する。

ア：一般特恵適用輸入とLDC特恵適用輸入のそれぞれが国内産業に及ぼす影響（必要に応じ、両者相まって国内産業に及ぼす影響）

イ：特恵適用輸入以外の輸入の影響

ウ：その他、国内産業の損害に影響を及ぼしうる要因

以上の事項に関する調査の結果その対象となる物品について、

(i) 特恵適用輸入が増加していること

(ii) 当該物品又は直接競合する物品を生産する国内産業に損害又はそのおそれが生じていること

(iii) (ii)の状況が(i)の影響により生じていること

が認められた場合には、特恵適用停止を発動すべく、速やかに政令制定作業を進める。

2. 発動期間

措置の期間は、原則として6か月以内とする。ただし、発動後の輸入動向、国内産業の状況に鑑み、延長が必要と判断される場合は、当初の発動期間と合わせて、最長1年以内の範囲で延長できる。

3. 関税・外国為替等審議会への報告

調査及び措置の発動に係る状況は、調査開始後又はその発動後、最初に開催される審議会において報告する。

第8条の4 特恵受益国等原産品であることの確認

特恵関税制度を利用して特恵税率を適用するためには、輸入する貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下「特恵受益国等原産品」という。）である必要があり、輸入者の予見可能性及び特恵関税制度の適正な利用を確保する観点から、輸入者等への資料提供要請や特恵受益国に対する訪問調査等の事後確認に係る手続等の規定を関税暫定措置法上に整備したもの（平成30年度関税改正）。

なお、本条においては、以下に掲げる確認方法及び特恵関税の便益を与えないことができる要件を規定している。

（1）確認方法（第1項）

- ① 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ② 特恵受益国等の権限ある当局又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ③ その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
- ④ 特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

（2）特恵関税の便益を与えないことができる要件（第5項）

事後確認の結果、以下の場合には特恵関税の便益を与えないことができる。

- ① 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
- ② 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
- ③ 上記（1）②の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、定められた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ④ 上記（1）③の調査の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が上記（1）③の調査を拒んだとき、又は定められた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
- ⑤ 上記（1）④の求めを行った場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、定められた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

第8条の5 暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用

暫定税率の適用を受ける物品に対して、定率法で規定されている特殊関税制度の適用を可能とするために、定率法の関係条文を読み替え又は準用することが規定されている。

1. 特殊関税制度の適用

暫定法は、第1条において「・・・必要な物品の関税率の調整に関し、関税定率法・・の暫定的特例を定めるものとする。」と規定されているとおり、定率法に対する特別法としての位置付けにあるため、特別法優先の原理に従い、暫定法における規定が定率法のそれに対して優先して適用される関係にある。したがって、定率法において規定されている特殊関税制度が、ある物品について発動されたときに、その物品が暫定税率の適用を受けている場合には、暫定法の中で、法の適用の優先関係をきちんと整理しておかなければ、定率法の特殊緊急関税が発動されるときに支障をきたすことが考えられる。

暫定法第8条の5第1項の規定は、上記のことと鑑み、暫定税率の適用を受ける物品に対して、定率法で規定されている次の特殊関税制度の適用を可能とするために、定率法における関係条文を読み替えることが規定されている

- (1) 定率法第6条第1項及び第2項（報復関税等）
- (2) 定率法第7条第1項及び第3項（相殺関税）
- (3) 定率法第8条第1項および第2項（不当廉売関税）
- (4) 定率法第9条第1項、第4項及び第8項（緊急関税等）

2. 関税割当制度

(1) 趣旨及び概要

関税割当制度（Tariff Quota System、以下「TQ制度」という。）は、特定物品の輸入について、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（一次税率）を適用して、需要者に安価な輸入品を確保する一方、この枠を超える輸入分については、高税率（二次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る仕組みである。本制度は、昭和36年度の貿易自由化に際し、国内産業に対する急激な衝撃を緩和し、自由化を円滑に推進するための過渡的措置として採用された。

TQ制度は、輸入数量制限（IQ=Import Quota）のように厳格に輸入数量を管理するものではないが、一次税率と二次税率との格差が大きいほど輸入数量を管理する機能が大きくなる。

また、ウルグアイ・ラウンド合意において、新たに関税化（輸入自由化）した品目について現行輸入数量の確保を国際的に約束したが、この輸入数量の確保は、基本的にはTQ制度により行っている。

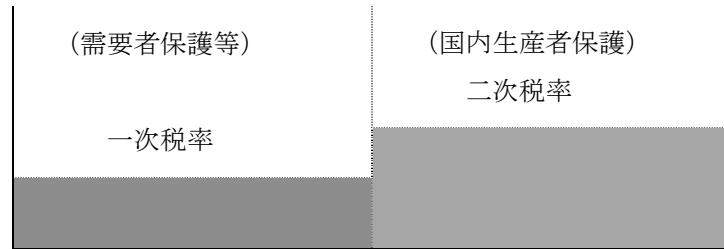
なお、TQ制度の基本的規定は定率法第9条の2に定められているが、定率法に基づく対象品目は現在ではなく、同条を準用する暫定法第8条の5第2項に基づき、暫定法別表第1において、「税率が一定の数量を限度として定められている物品」のうち、「関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）」（以下「関割政令」という。）別表に掲げられているものがTQ制度の対象品目となっている。

(2) 対象品目及び手続

① 対象品目

前述のとおり、T Q制度の対象品目は関割政令別表に列挙されているが、それらは、導入の経緯により、ウルグアイ・ラウンド合意の実施に基づくものと、それ以外のものに大別される。なお、平成11年度より主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律上の米穀の輸出入制度が改正され、これと併せて定率法、暫定法の一部改正により米、米粉等の物品の関税措置への切替えが行われたが、これについては、現行輸入数量の確保分は政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入することで行うこととしたため、T Q制度の対象となっていない。

T Q制度の仕組み（図解）



イ. ウルグアイ・ラウンド合意の実施以前の関税割当対象品目（8品目）

ナチュラルチーズ（プロセスチーズ原料用）、とうもろこし（コーンスターク製造用等）、麦芽、ココア調製品（チョコレート製造用）、トマトピューレー（トマトケチャップ等製造用）、パインアップル缶詰、皮革、革靴

（注）平成27年に、糖みつ（アルコール製造用）が関税割当対象品目から除かれている。

ロ. ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当対象品目（11品目）

脱脂粉乳（学校給食用、その他用）、無糖練乳、ホエイ等（配合飼料用、その他用等）、バター等、調製食用脂、その他の乳製品、雑豆、でん粉類、落花生、こんにゃく芋、繭及び生糸

② 手続

T Q制度についての手続、割当基準及び方式等については、前出の関割政令及び対象品目の所管省庁毎に規定される省令に定められている。

具体的には、割当を受けようとする者は、品目に応じ、経済産業大臣又は農林水産大臣に「関税割当申請書」を提出し、当該大臣は、これを適当と認めた場合「関税割当証明書」を発給し割当を行なう。輸入申告者は、輸入等の際に当該証明書を税関長に提出し、税関では、当該証明書の数量の確認等の必要な処理を行い、T Q制度による一次税率を適用することとなっている。

なお、この輸入申告は、関税割当証明書の交付を受けた者の名をもって行わなければならない。

(参考)

関税割当制度に関する政令

第1条 (関税割当てをする物品及びその数量)

関税割当てをする物品 ……政令別表に掲げる物品

(例) プロセスチーズ原料用のナチュラルチーズ、バター等

関税割当てをする数量 ……政令別表下欄に掲げる数量

第2条 (割当ての方法及び基準)

⇒ 農林水産省令「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」

⇒ 経済産業省令「重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令」

第3条 (通関手続等)

第8条の6 経済連携協定に基づく関税割当制度

経済連携協定において、一定の数量等を限度として関税の撤廃・引下げをする品目については、当該数量等の範囲内での輸入に限って、協定に基づく税率を適用するための二国間関税割当制度である。

1. 本制度の経緯

そもそも暫定法第8条の6は、メキシコ協定（正式名称「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」）の発効（2005年）に先立ち、平成16年度の関税改正に際し、「メキシコ協定に基づく関税割当制度等」として新規に制定された。その後、各経済連携協定の署名の都度、類似の規定が追加されてきたが、重複した内容が多く、今後の経済連携協定の早期の発効に資する観点から、一般規定とするため、平成19年度の関税改正に際し、経済連携協定を実施するための規定の整備として、新たに「経済連携協定に基づく関税の割当制度等」として、暫定法第8条の6に一本化した。

2. 関税割当制度

（1）事前割当方式（第8条の6第1項）

物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し審査を行い、当該物品の使用実績・見込み等を考慮して、協定上の約束数量の範囲内で事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式。これは、物資所管省が輸入数量管理と輸入者の審査を行う方式で現行の関税割当制度と同様のもの。

対象品目例：トマトピューレー・ペースト（メキシコ、チリ）、甘しや糖みつ、エステル化でんぶん等（タイ）、ソルビトール（インドネシア）等

（2）輸出国管理方式（先着順割当方式）（第8条の6第2項）

物資所管省が、輸入者の関税割当申請に対し、締約国政府が輸出ごとに発給する証明書に基づき、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式。物資所管省が輸入数量管理を行うが、輸入者に対する資格要件は厳格としない方式。

対象品目例：豚肉、オレンジジュース、天然はちみつ等（メキシコ）、牛肉、豚肉、鶏肉等（チリ）、生鮮バナナ（マレーシア、タイ、インドネシア）等

3. 割当方法及び通関手続

経済連携協定に基づく関税割当制度にかかる割当方法、基準及び通関手続等については、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（以下、EPA関割政令）に定められている。

（1）割当方法、基準（EPA関割政令第1条）

事前割当方式（同令別表第1、同令別表第2）、先着順割当方式（同令別表第3、同令別表第4）の物品について、各物資所管大臣は申請に基づき、関税割当証明書を発給して関税割当を行う。

（2）通関手続（EPA関割政令第2条）

関税割当証明書の交付を受けた者は、輸入申告に際し当該証明書を税関長に提出し、便益の適用を受けることとなる。

なお、この輸入申告は、関税割当証明書の交付を受けた者の名をもって行わなければならない。

第8条の7 経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税

1. 概要

関税率法第11条は、外国における加工又は修繕によって付加された価値の部分が実質的な輸入であるとして、その付加価値に相当する部分についてのみ課税し、再輸入される部分については減税することで課税の適正化を図る目的で、加工又は修繕のため輸出され、原則として1年以内に輸入される貨物について、その輸入貨物に課される関税のうち、加工又は修繕に要した費用に相当する関税額以外の額が軽減される規定である（ただし、加工については本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限られている）。

2018年12月に発効したTPP11協定（CPTPP）、2019年2月に発効した日・EU経済連携協定及び2021年1月に発効した日英包括的経済連携協定において、加工又は修繕のため本邦から上記経済連携協定の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から原則1年以内に輸入される貨物について、関税が免除されることが規定され、国内法でも暫定法第8条の7において明文化された。なお関税の免除の対象となる加工又は修繕について、政令（暫定令第31条の2）において指定されている。

なお、消費税も免税されるが、それ以外の内国消費税は免税とならない（輸徴法第13条第1項第5号）。

2. 免税の要件

加工又は修繕のため輸出されたTPP11協定（CPTPP）、日・EU経済連携協定及び日英包括的経済連携協定の締約国に輸出された貨物の免税を受けるためには、加工又は修繕を目的として本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年（1年を超えることがやむを得ないと認められる理由があり、税関長の承認を受けたときは、1年を超えて税関長が指定する期間）以内に輸入されるものであることが必要である。

「加工」とは、一般に貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為をいうが、本条の「加工」とは、当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限る取扱いである（暫定基8の7-1で準用する定率法基本通達11-1）。

「修繕」とは、一般に貨物の機能等が低下した個所を元の状態に修復する行為をいい、当該貨物を構成する部品の交換を含む（暫定基8の7-1で準用する定率法基本通達11-1）。

3. 免税の手続

（1）加工又は修繕貨物の輸出手続

加工又は修繕のため輸出された貨物の免税を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出申告の際に、加工又は修繕のため輸出する旨を輸出申告書に付記するとともに、「加工・組立輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）」を提出して、申告内容につき税関長の確認を受けなければならない（暫定令第31条の3第1項で準用する同令第22条、暫定基8の7-2）。

（2）加工又は修繕貨物の輸入手続

加工又は修繕のため輸出された貨物の免税を受けようとする者は、その輸入申告の際に、輸入申告書に輸出許可書（又はこれに代わる税関の証明書）、加工又は組立てを証する書類及び「加工・修繕・組立製品減免税明細書」を添付して税関長に提出しなければならない（暫定令第31条の3第1項で

準用する同令第23条第1項)。

また、輸出申告時に加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付しなかった場合には、輸入申告は、貨物を輸出した者の名をもってしなければならない(暫定令第31条の3第1項で準用する同令第23条第2項)。

なお、AEO輸入者又はAEO通関業者が本制度を利用する場合、輸入申告の際に行う免税手続きに係る書類が簡素化されている(暫定基8の7-5)。これは、AEO輸入者又はAEO通関業者が輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書を適切に管理することを条件に、申告時における手続きの負担軽減を図るものである。

第9条 軽減税率等の適用手続

国内産業の状況、消費者の立場等を考慮しつつ、社会の要請にきめ細かに対応するため、特定の用途に供することを要件とする品目に、通常の暫定税率よりもさらに低い「軽減税率」を適用し、また、経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で、その譲許の便益の適用（以下、「軽減税率等」という。）を行うための手続を規定したもの。

1. 概要

最近の貿易の実情、国内産業の保護、消費者の立場等を考慮し、暫定法別表第一には基本税率より低い関税率が設定されているが、これらのうち、特定の用途に供することを条件として、通常の暫定税率よりもさらに低い軽減税率が設定されている。また、経済連携協定において関税の譲許が、特定の用途に供することを条件として設定されているものがある。

これらは、特定の用途に供することを条件とした関税の軽減または譲許の便益の適用であることから、他の減免税と類似の手続を必要とするとともに、輸入許可後の制限を受ける。

なお、定率法第20条の2にも同旨の軽減税率の規定がある。

2. 軽減税率等の適用手続

（1）対象物品

- ① 暫定法別表第一に掲げる物品で、特定の用途に供することを条件とした低い税率が定められているもので暫定令第32条第1項に掲げる物品
 - （例）学校等給食用のミルク・クリーム
- ② 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で、暫定令第32条第2項に掲げる物品
 - （例）トマトピューレー等のうちトマトケチャップ等のトマトソースの製造に使用するもの

（2）輸入申告時の手続

軽減税率等の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告の時までに、「軽減税率等適用明細書」を税関長に提出しなければならない（暫定令第33条第1項）。

輸入申告は、原則として、当該物品の使用者の名をもって行わなければならないが、学校等給食用ミルク及びクリームの場合は、物品の配分を行う者の名をもって行うなど、各々の物品に応じ必要な手続きが規定されている（同条第3項で準用する同令第8条第2項）。

なお、この制度の対象となる物品のうち、学校等給食用のミルク及びクリームその他の甘しや糖のうち精製用のものの場合等は、輸入申告に際して、それぞれ必要とされる証明書の添付が必要である（暫定令第33条第2項）。

（3）輸入許可後の手続等

軽減税率等の適用を受けた輸入者、使用者等は、帳簿を備え付け、所要事項を記載しなければならないこととされ、また、税関長は軽減税率等の適用を受けた物品について使用状況の報告を求めることができることとされている（暫定令第33条第4項から第15項まで）。

3. 用途外使用等の制限

暫定法第 10 条（用途外使用等の制限）、第 11 条（用途外使用等の承認があった場合の関税の徴収）及び第 12 条（関税の免除等を受けた物品の転用）を参照。

第9条の2 経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用

経済連携協定（日・オーストラリア経済連携協定、TPP11協定（CPTPP）、日EU経済連携協定及び日英包括的経済連携協定。この条において同じ。）において、飼料用に供する大麦及び小麦について、あらかじめ税関長の承認を受けた工場において、1年以内に飼料を製造する場合に、当該経済連携協定の締約国産麦の関税を無税等にする制度である。

1. 概要

麦については、我が国的主要食糧であり、かつ、重要な飼料原料であることから、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等に基づき、国家貿易によって、政府が食糧用・飼料用麦を一元的に管理している。経済連携協定においては、税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する麦に限って、政府を通さない民間貿易の下での関税を撤廃することとしている。国家貿易によらない麦は、本来であれば関税が課せられるところ、経済連携協定に基づき輸入される飼料用麦に限って無税とするため、税関において、麦が飼料用に使用されたことについて確認を行い、飼料用以外の用途に使用された場合には、本来納付されるべき関税を徴収する必要がある。

したがって、税関において、麦が飼料用に使用されたことについて、厳格な用途確認が必要であることから、現行でも飼料用とうもろこし等で利用されている関税定率法第13条の承認工場制度と同様の制度を暫定法上に規定し、経済連携協定の適用を受けて輸入された麦が飼料の原料として使用されることを担保できるようにしている。

2. 承認工場

関税の譲許の便益を受けようとする者は、製造は税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）で行わなければならぬ（第1項）。承認工場制度がとられている理由は、関税の便益を受けた輸入原料品について、その便益の目的に沿った製造がなされることの確認を確実に行う必要があり、その取締りを容易にし、かつ、徹底させるためである。

税関長は、経済連携協定又は当該法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、製造工場の承認をしなければならない（第2項）。

承認工場は、「第一種承認工場」と「第二種承認工場」とに区分される。「第一種承認工場」は、製品の製造及び出荷が連続して行われ、製品について税関長が必要と認めるときに随時検査を行う製造工場で、「第二種承認工場」は、製品の製造が間欠的で、製造終了の届出の都度製品検査を行う製造工場である。

承認の期間は、第一種及び第二種とも原則として承認の日から6年間とする取扱いであり、承認期間内であれば、その製造工場において使用する原料品について、何回でも関税の譲許の便益が受けられる。

なお、保税工場等と同様に、第一種承認工場については、工場の延面積等に応じて政令で定める額、第二種承認工場については、検査に要する費用に相当する額として政令で定める額の承認手数料を納付しなければならない（第8項、税関関係手数料令第8条）。

また、保税工場における記帳義務と同様に、関税の譲許の便益の適用を受けた者には、製造工場ごとに帳簿を備え、所定の事項を記載する記帳義務が課されている（暫定令第33条の11）。

3. 担保の提供

本条の規定による関税の譲許の便益に係る解除条件に該当した場合、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と、譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税が直ちに徴収される。このような未確定な関税債権を確保するため、税関長は、輸入の際に減免する関税の額に相当する担保を提供させることができる（第3項）が、輸入申告者の資力、信用度等が確実であって関税徴収上支障がないと認められる場合は、原則としてその提供を省略する取扱いである（暫定基9の2-11）。

4. 同種原料品の混用使用の制限

譲許の便益の適用を受けた原料品（以下、「製造用原料品」という。）による製造に際しては、税関長が製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除き、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない（第4項）。

同種原料品の混用使用について、税関長の承認を受けようとする者は、「製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書」を製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第33条の6）。

5. 製造が終了した場合の届出及び製品検査

製造用原料品による製造が終了したときは、製造者は、使用した原料品及び製品の数量等を製造工場の所在地の税関に届け出て、その都度又は隨時、その製品についての検査を受けなければならない（第5項、暫定基9の2-15）。

（1） 第1種承認工場

毎月分の製造の実績について製造終了届を翌月の10日までに提出するよう求め、製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより検査に代える。ただし、税関長が必要と認めた場合は、届出に係る製品の見本を提出させ必要な検査を行う。

（2） 第2種承認工場

原則として製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届を提出するよう求め、製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を行う。

6. 用途外使用等の禁止

製造用原料品については、その輸入の許可の日から1年以内に、関税の譲許の便益を受けた用途以外の用途に供し、又は用途以外の用途に供するため譲渡することが禁止されており、これに違反した場合は、関税暫定措置法第16条第1項第1号の規定により罰則が適用される。ただし、やむを得ない理由がある場合において、税関長の承認を受けたときは除かれる（第6項）。

用途外使用等について税関長の承認を受けようとする者は、「用途外使用等承認申請書」を製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第33条の8）。

用途外使用等の承認は、製造用原料品が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合、又は用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う取扱いである（暫定基9の2-16）。

7. 用途外使用等の場合の関税の徴収

(1) 関税の徴収

次のいずれかに該当する場合には、該当することとなった者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と、譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税が直ちに徴収される。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合、税関長の承認を受けて減却された場合には、関税は徴収されない。また、用途外使用の承認を受けた製造用原料品について変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があった場合には、申請により定率法第10条第1項（変質、損傷等の場合の減税）の規定に準じてその関税が軽減される（第7項）。

- ① 用途外使用等について税関長の承認を受けたとき
- ② 税関長の承認を受けないで、製造用原料品を関税の譲許の便益を受けた用途以外の用途に供し、又はそのために譲渡したとき
- ③ 輸入の許可の日から1年以内に製造終了の届出をせず又は製造を終了しなかったとき
なお、製造用原料品の数量に対する製品の数量の割合が合理的と認められる割合を下回るときは、当該下回る部分は製造がされなかつたものとみなされ、これに該当することとなる（暫定基9の2-17）。
- ④ 税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供したとき

(2) 製造用原料品又はその製品の亡失届

関税の譲許の便益を受けた者は、その製造用原料品又はその製品がその製造用原料品の輸入の許可の日から1年以内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、「製造用原料品等の亡失届」をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が製品検査を受けた後に亡失した場合には届出は要しない（暫定令第33の9条第1項）。

(3) 製造用原料品又はその製品の減却の承認

減却についての承認を受けようとする者は、「製造用原料品等の減却承認申請書」をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第33の9条第2項）。

(4) 製造用原料品の譲渡の届出

関税の譲許の便益を受けた者は、当該製造用原料品を、その輸入の許可の日から1年以内に他の承認工場に譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署した「製造用原料品等の譲渡届」を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第33条の10）。

8. 譲許の便益適用の手続

製造用原料品について関税の譲許の便益を受けようとする者は、その輸入申告を製造工場の承認を受けた者の名で行うとともに、「製造用原料品譲許の便益適用明細書」を税関長に提出しなければならない（暫定令第33条の5）。

なお、製造工場の承認は、「製造用原料品製造工場承認申請書」により、その製造工場の所在地を所轄する税関長からあらかじめ受けておくことを要する。

第 10 条 用途外使用等の制限

暫定法第4条の関税の免除、同法第9条第1項の軽減税率又は同条第2項の譲許の便益の適用を受けた物品は、国の政策目的からそれぞれ関税負担の軽減等が認められているものであるので、減免税等を受けた用途以外の用途に使用することを制限し、その目的を確保しようとするもの。

1. 概 要

暫定法第4条（航空機部分品等の免税）の規定により関税の免除を受けた物品、第9条（軽減税率等の適用手続）の規定により軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品については、その輸入の許可の日から2年以内に、その免除又は軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、あるいは、用途以外の用途に供するため譲渡することが禁止されている。ただし、やむを得ない理由がある場合において税関長に申請しその承認を受けたときは、この禁止が解除される。

ただし、次のような場合は、用途外使用等に該当しないものとして取り扱うこととされているが、下記（2）から（5）に該当する場合は、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」を税関に提出させることとしている。

なお、下記（3）に該当する場合で、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」を税関に提出する場合には、「用途外使用に該当しない用途の使用届」の提出の省略を認めている。

- (1) 関税の免除又は軽減税率の適用を受けた物品（以下、「減免税を受けた物品」という。）を、不良品等の理由による返送等のため再輸出する場合
- (2) 予期しない当初の製造計画の変更等やむを得ない理由により、減免税を受けた物品を当該減免税の用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合（下記（3）の場合を除く。）
- (3) 暫定法第4条第1号の規定により関税の免除を受けた物品を、当該免除を受けた用途と同一の用途に使用する者に、緊急的な修理用部分品として譲渡する場合
- (4) 減免税を受けた物品を、会社等の合併により承継し、当該減免税の用途と同一の用途に使用する場合
- (5) 減免税を受けた物品が不適格等の理由により、これを使用することができなくなった場合（経済的な理由によるものも含む。）において、当該物品を廃棄又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合は、用途外使用の手続を要する。）
- (6) 軽減税率の適用を受けた暫定令第32条第1項第1号に掲げる物品が、試料用、試食会用等の用途に使用される場合で、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内である場合
- (7) 免税を受けた暫定令第7条第1号に掲げる物品を、同条第2号に規定する部分品として使用する場合、及び同条第2号又は第3号に掲げる物品を同条第1号に規定する物品として使用する場合

2. 用途外使用等の承認の申請手続

税関長の承認を受けようとする者は、「用途外使用等承認申請書」を、その承認を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第34条）。

なお、当該承認は、減免税を受けた物品が品質低下や汚損等のやむを得ない理由により用途外使用される場合を除き、原則として承認しない取扱いとされている。

第 11 条 用途外使用等の承認があった場合の関税の徴収

暫定法第 10 条ただし書の用途外使用等の承認があった場合、又は当該承認を受けないで同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくは用途以外の用途に供するため譲渡した場合に、直ちに関税を徴収するもの。

1. 概 要

暫定法第 4 条（航空機部分品等の免税）の規定により関税の免除を受けた物品、第 9 条（軽減税率等の適用手続）の規定により軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品に関して、第 10 条（用途外使用等の制限）の規定に基づき、やむを得ない理由により、その免除又は軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し又は譲渡することにつき税関長の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで当該用途以外の用途に供し又は譲渡したときは、これらの場合に該当することとなった者から、免除又は軽減された関税は直ちに徴収される。

この場合において、当該承認を受けた物品の使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があったときは、定率法第 10 条第 1 項（変質又は損傷による減税）の規定に準じて関税が軽減される。

2. 徴収する関税の額

- (1) 第 4 条の規定により関税の免除を受けた物品
⇒ その免除を受けた額
- (2) 第 9 条により軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品
⇒ 軽減税率又は譲許の便益の適用がない場合の関税額と軽減税率又は譲許の便益を適用した場合の関税額との差額

3. 変質等による減税手続

変質等による減税を受けようとする者は、「変質、損傷減税申請書」を減税を受けようとする物品の置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該物品につき税關の検査を受けなければならない（暫定令第 35 条）。

4. 亡失及び滅却の届出

- (1) 第 4 条の規定により関税の免除を受けた物品又は第 9 条の規定により軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品が、その輸入許可の日から 2 年以内に亡失したときは、当該物品を使用していた者は、直ちに、「外国貨物等亡失届」をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第 36 条第 1 項）。
- (2) 第 4 条の規定により関税の免除を受けた物品又は第 9 条の規定により軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品を使用していた者が、その輸入許可の日から 2 年以内に当該物品をやむを得ない理由により滅却しようとする場合には、あらかじめ「減免税物品滅却届」をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない（暫定令第 36 条第 2 項）。

第 12 条 関税の免除等を受けた物品の転用

定率法第 20 条の 3 (関税の軽減、免除等を受けた物品の転用) の規定は、暫定法第 4 条の規定により関税の免除を受けた物品、又は第 9 条の規定により軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除又は軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はその用途以外の用途に供するため譲渡される場合に準用される。

概 要

第 10 条 (用途外使用等の制限) の規定に基づき、関税の免除を受けた物品、軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた物品を、やむを得ない理由によりその免除又は軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けた場合には、第 11 条 (用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収) の規定に基づき、免除又は軽減された関税は直ちに徴収されることとなるが、当該用途外使用が関税の減免税に関する法律に規定される減免税のための要件を満たすものであるときは、用途外使用に係る関税は徴収しないこと等、定率法第 20 条の 3 (関税の軽減、免除等を受けた物品の転用) の規定を準用することとされている (詳しくは定率法第 20 条の 3 を参照)。

(準用される規定)

暫定法第 12 条 ⇒ 定率法第 20 条の 3 準用

暫定令第 37 条 ⇒ 定率令第 61 条の 2 準用

暫定基 12-1 ⇒ 定率基 20 の 3-1、20 の 3-2(1)、20 の 3-3 準用

第 12 条の 2 更正の請求の特例

関税法第 7 条の 15 において、納税申告をした者は、当該申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、税額が過大である場合には、原則的に許可の日から 5 年以内に限り、税関長に対し、更正の請求をすることができる旨、規定されている。

TPP11 協定 (CPTPP) においては、当該協定に基づく申告をした後に、TPP11 協定 (CPTPP) の原産品とされる貨物で当該協定の譲許の便益を受けていない場合において税額が過大であった場合であっても、その輸入の許可の日から 1 年以内に限り、当該納税申告に係る税額について、更正の請求ができる旨規定された。これを受け国内法では、暫定法第 12 条の 2 において、更正の請求の特例として関税法第 7 条の 15 に基づく更正の請求をすることができる旨規定された。

この場合の更正の請求の手続きは、関税法第 7 条の 15 に基づく更正の請求に準じて取り扱う (暫定基 12 の 2-1)。

第 12 条の 3 賦課決定の請求

関税法第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定される賦課課税方式が適用され、TPP11 協定 (CPTPP) に基づく関税の譲許の便益を適用しないで、税関長が関税法第 8 条第 1 項の規定により賦課決定を行った貨物について、納付すべき税額が過大であった場合、輸入者は、当該貨物の輸入の許可の日から 1 年以内に限り、税額の変更について、税関長に対し再賦課決定（同条第 3 項）をすべき旨の請求をすることができる旨、同協定の発効（2018 年 12 月）と併せて規定された。

この場合の賦課決定の請求の手続きは、「関税賦課決定請求書」(P-8100) のほか、請求の対象となる賦課決定通知書等を添付して税関に提出することにより行う（暫定基 12 の 3-1）。書類の提出後、税関は再賦課決定の請求ができる期間内に提出されたものであるかどうか等を審査し、その請求に係る理由について調査する（暫定基 12 の 3-2）。また、同基本通達には再賦課決定をしない場合の処理や再賦課決定に係る過納金の還付加算金についても、規定されている（暫定基 12 の 3-3～3-6）。

第 12 条の 4 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認

経済連携協定（EPA）を利用して EPA 特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が協定締約国の原産品とされるもの（以下「締約国原産品」という。）である必要があり、輸入申告がされた貨物が EPA に基づく協定締約国の原産品であることを確認するための手続等を関税暫定措置法上に整備したもの。

なお、本条においては、以下に掲げる確認方法及び特惠関税の便益を与えないことができる要件を規定している。

（1）確認方法（第 1 項）

- ① 当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ② 協定締約国の権限ある当局、協定締約国の税関当局又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
- ③ その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
- ④ 協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法
- ⑤ その他経済連携協定に求める方法

（2）特恵関税の便益を与えないことができる要件（第6項）

事後確認の結果、以下の場合には特恵関税の便益を与えないことができる。

- ① 当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
- ② 当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
- ③ 上記（1）②の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、定められた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ④ 上記（1）③の調査の通知をした場合において、協定締約国又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が上記（1）③の調査を拒んだとき、又は定められた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
- ⑤ 上記（1）④の求めを行った場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、定められた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
- ⑥ その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。

第12条の5 環太平洋包括的及び先進的協定に基づく調査

TPP11協定（CPTPP）では、同協定に基づく協定締約国の原産品であることを確認することに加え、関税法令違反が生じているかどうか又は生じたかどうかを輸出者又は生産者に対して現地訪問を要請できることとされており（同協定第4・6条2（a））、この手続等を関税暫定措置法上に整備したもの。

確認方法は前条第3項及び第4項を、確認結果の通知は同条第7項をそれぞれ準用することで実施することとされている（第2項）。

第13条 国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興策の一環として、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に所在する総合保税地域又は保税工場の利用・活用を促進するため、沖縄振興特別措置法第45条第2項又は第3項の規定に基づき許可を受けた総合保税地域又は保税工場における保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合に、原料課税（関税法第4条第1項第2号）と製品課税（同法第4条第1項本文）のいずれかの選択を認めるもの。

適用期限は、令和9年3月31日まで。

1. 概要

保税工場又は総合保税地域における保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合の課税物件の確定については、当該製品の外貨原料が保税工場又は総合保税地域に置くこと、又は保税作業に使用されることが承認された時の当該原料の性質及び数量によることが原則となっている（原料課税：関税法第4条第1項第2号）。

これに対する特例として、沖縄振興特別措置法に基づく、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に所在する総合保税地域又は保税工場における保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合の課税物件の確定については、当該貨物の輸入申告書に関税法第4条第1項本文の適用を受けたい旨の記載があれば、輸入申告時の性質及び数量によること（製品課税）とし、輸入者が原料課税と製品課税のいずれかを選択できるようになっている。

なお、本邦の産業に対する影響等を考慮してこの特例を適用することを適當としない貨物として政令で定める貨物については適用除外とされている。

2. 特例措置の対象となる保税地域

- (1) 沖縄振興特別措置法第45条第2項の規定により許可を受けた総合保税地域
- (2) 同条第3項の規定により許可を受けた保税工場（同法第43条第1項の認定を受けた者がした関税法第61条の5第1項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により保税工場の許可を受けたものとみなされる場所で、国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るもの）

3. 適用除外となる貨物

本邦の産業に対する影響等を考慮してこの特例を適用することを適當としない貨物として、牛肉、豚肉、魚、乳製品、穀物、革製品等を原材料として製造された貨物が政令で指定されている（暫定令第38条）。

第14条 沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除

沖縄振興策の一環として、沖縄県の観光業の振興を図るために、沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客が、個人的用途に供するため、1人当たり 20 万円の範囲内で、税関長の承認を受けた小売業者から旅客ターミナル施設等（空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が指定する部分）で購入した物品又は特定販売施設において購入し、旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品について、その関税を免除するもの。（本制度を「沖縄型特定免税店制度」という。）

適用期限は、令和 9 年 3 月 31 日まで。

1. 沖縄型特定免税店制度の経緯等

沖縄型特定免税店制度は、沖縄県の観光業の振興を図るために、沖縄振興策の一環として、平成 10 年 4 月に導入されたものである。

その内容は、沖縄県から沖縄以外の本邦の地域へ出域する者が、沖縄復帰特別措置である観光戻税制度の対象物品（ウィスキー、ブランデー、腕時計、香水、喫煙用ライター、万年筆、革製ハンドバッグ、身辺用細貨類、べっこう製品、さんご製品）以外の物品を税関長の承認を受けた小売業者（承認小売業者）の販売場で購入し、携帯して持ち出すものについて、1人当たり 20 万円の範囲内で、関税に相当する金額を差し引いた価格で購入することができ、その購入物品について納付された、又は納付すべき関税を承認小売業者に払い戻すこととするものであった。

平成 13 年度の関税改正においては、従来の戻税制度から免税制度に改められ、また、これまで対象外とされていた観光戻税制度の対象 8 品目が本制度の対象とされた。

平成 14 年度の関税改正においては、販売場の設置場所をこれまでの空港旅客ターミナル施設のほか、沖縄振興特別措置法第 26 条に規定される特定販売施設に拡大されることとなった。これにより、平成 16 年 12 月に那覇市内に市中店舗が新設されている。

平成 24 年度の関税改正においては、適用期限を 5 年間延長するとともに、本制度の対象を航空機旅客に加え船舶旅客を追加するとともに特定販売施設に係る面積要件の緩和がされている。

2. 制度の概要

沖縄県から沖縄県以外の本邦の地域へ出域する旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、税関長の承認を受けた小売業者から旅客ターミナル施設等で購入した物品又は特定販売施設において購入し、旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であって、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）について、その関税を免除するもの（暫定法第 14 条第 1 項）。

3. 免税範囲

個人的用途に供するもので 20 万円の範囲内（暫定令第 40 条）

4. 用途外使用の制限

関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は沖縄県からの出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、免除を受けた関税を、直ちに徴収することとされている（暫定

法第 14 条第 2 項)。

5. 承認小売業者の承認申請手続

承認を受けようとする者は、「小売業者承認申請書」を沖縄地区税関長に提出しなければならない(暫定令第 39 条)。

6. 関税の免除の手続等

関税の免除を受けようとする旅客は、「輸入(納税)申告書(関税(内国消費税兼用)納期限延長(個別)承認申請書兼用)」及び承認小売業者から旅客ターミナル施設等又は特定販売施設において購入したこと(当該特定販売施設において購入した場合にあっては、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受けたことを含む。)を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない(暫定令第 41 条)。

(参考) 暫定法における減免税制度

暫定法に規定されている減免税制度は、我が国における特定の産業を育成強化する目的を持っており、産業政策的色彩の強いものとなっている。その内容としては、航空機製造業等の発展のための航空機部分品等及び科学技術向上のための宇宙開発用物品等の免税（第4条）、貿易拡大を目的とする通商政策的な加工再輸入減税（第8条）、及び、沖縄県の観光業の振興を目的とした出域旅客の携帯品に係る関税の免除（第14条）がある。

1. 主な改正

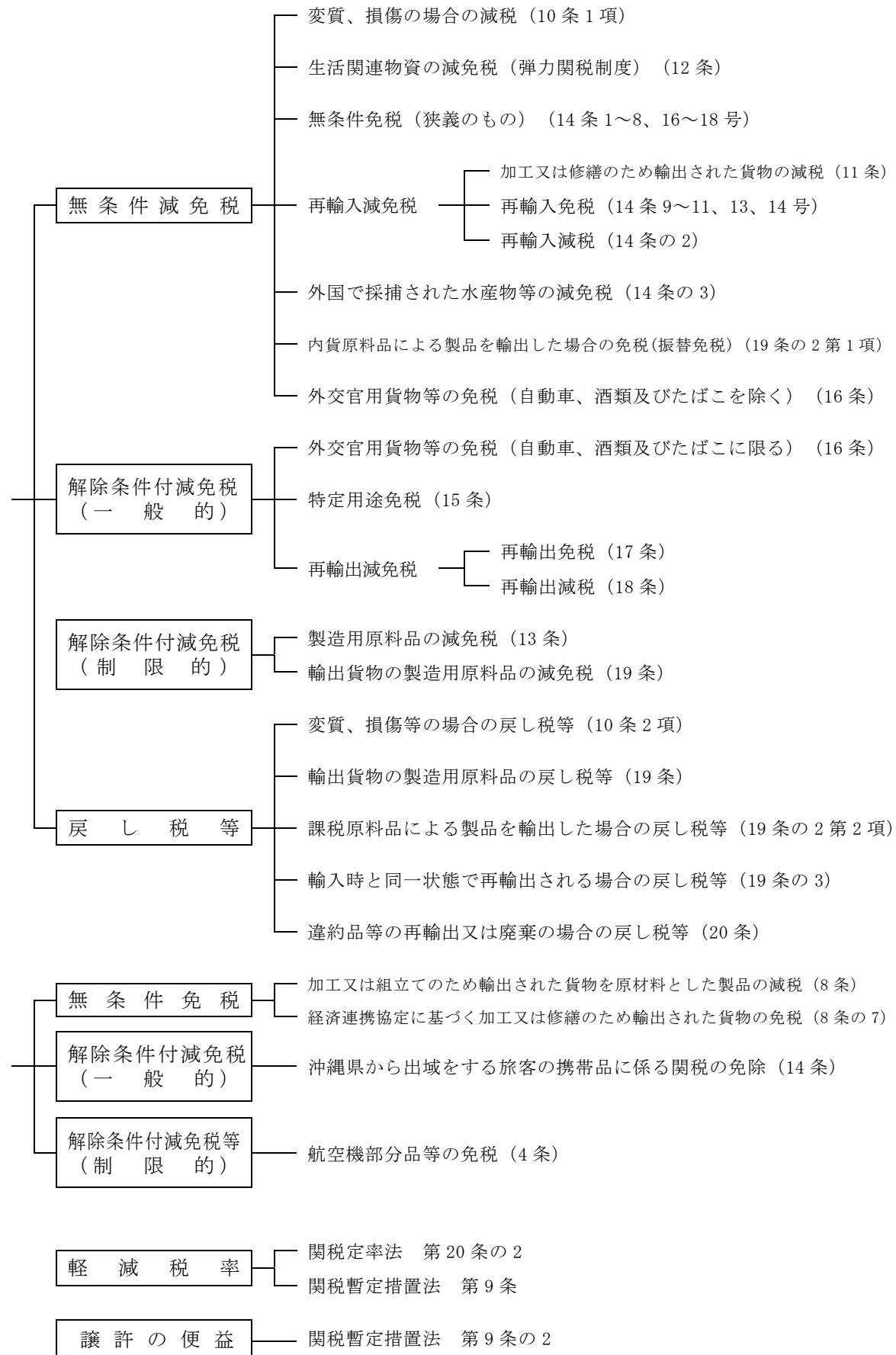
- (1) 平成元年度改正において、海洋開発等の特に育成すべき事業に供する物品及び公害防止機械類等の免税規定は、対象物品の無税化等により、免税制度としての実効性が乏しくなったことから廃止された。
- (2) 平成5年度改正において、原子力研究用物品等の免税についても、上記（1）と同様の理由で廃止された。
- (3) 平成9年度改正において、石油化学製品製造用原油の免税制度について、その免税割合の実績が安定していること等から、軽減税率に移行した。
- (4) 平成12年度改正において、砂糖を甘味料ではなく工業原料として使用する産業の国際工業力を維持するために設けられていた製造原物品の減免税制度が、粗糖関税の撤廃に伴い廃止された。
- (5) 平成18年度改正において、原油関税の無税化に伴い、「石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度」及び「石油アスファルト等に係る関税の還付制度」が廃止された。
- (6) 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年12月16日法律第108号）の公布、一部改正（平成30年7月6日法律第70号）に伴い、経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税（第8条の7）が制定された。

2. 減免税制度の特色

- (1) 暫定法の減免税制度の特色は、第一にその適用期間が定められていることである。暫定法では、「令和〇年3月31日までに」対象となる貨物が「輸入される」、又は同日までに輸出された原材料を用いた製品が一定期間内に輸入されることが、減免税の要件とされる。この場合の「輸入される」とは、関税法第5条（適用法令）に規定する適用法令の基準となる日（通常は輸入申告の日）が当該適用期限であることをいう。
- (2) 加工再輸入減税については、輸入後の使用について制限はないが、原材料となる貨物を輸出する時点で手続きを要し、その原材料に見合う関税が製品の再輸入時に減税されるという特色がある。

関税の減免戻し税制度一覧表

恒久的減免戻し税(定率法)



暫定的減免戻し税(暫定法)

(参考)